

第3次 横手市農業振興計画

(素案)

令和8年度～令和17年度

令和8年●月
横手市

第3次 横手市農業振興計画

目 次

第1章 第3次横手市農業振興計画の策定	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 横手市農業を取り巻く環境	2
第1節 横手市農業の概要	2
1) 横手市の位置・地勢	2
2) 農業特性	3
第2節 横手市農林業の現状と課題	4
1) 農林業	4
2) 食と農からのまちづくり	6
第3章 横手市農業の目指す方向	8
1 基本目標	8
2 目標の実現に向けた4つの柱	8
3 施策体系	10
第4章 分野別の振興方針	11
第1節 経営能力に優れた多様な経営体の育成	11
1) 産地を担う多様な経営体の確保・育成	12
2) 農業労働力の確保	20
3) 担い手への農地集積と面的集約の推進	21
第2節 生産性と収益性の高い農業の推進	24
1) 複合産地化の推進	25
2) スマート農業の推進	31
3) 気候変動等に対応した農業の推進	32
第3節 地域資源を生かした魅力ある農業の推進	36
1) 6次産業化の取組支援	37
2) 産地の魅力発信	38
3) 農村の活性化	40
4) 食育・地産地消の推進と食文化の継承	42
5) 環境に配慮した農業の推進	46

第4節 生産基盤の整備と農村環境の保全	4 9
1) 農業生産基盤の整備・保全	5 0
2) 農村環境の維持・保全	5 2
3) 森林資源の循環利用の推進	5 5
第5章 農業振興計画の実現に向けて	5 8
1 推進体制の確立	5 8

資料

資料1 横手市農業振興計画策定委員会委員名簿	5 9
資料2 横手市農業振興計画策定委員会設置要領	6 0

第1章 第3次横手市農業振興計画の策定

1 策定の趣旨

農家数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足、耕作放棄地の増加、自然災害の激甚化、世界情勢の不安定化による資材価格の高騰など、農業を取り巻く状況はますます厳しくなっています。

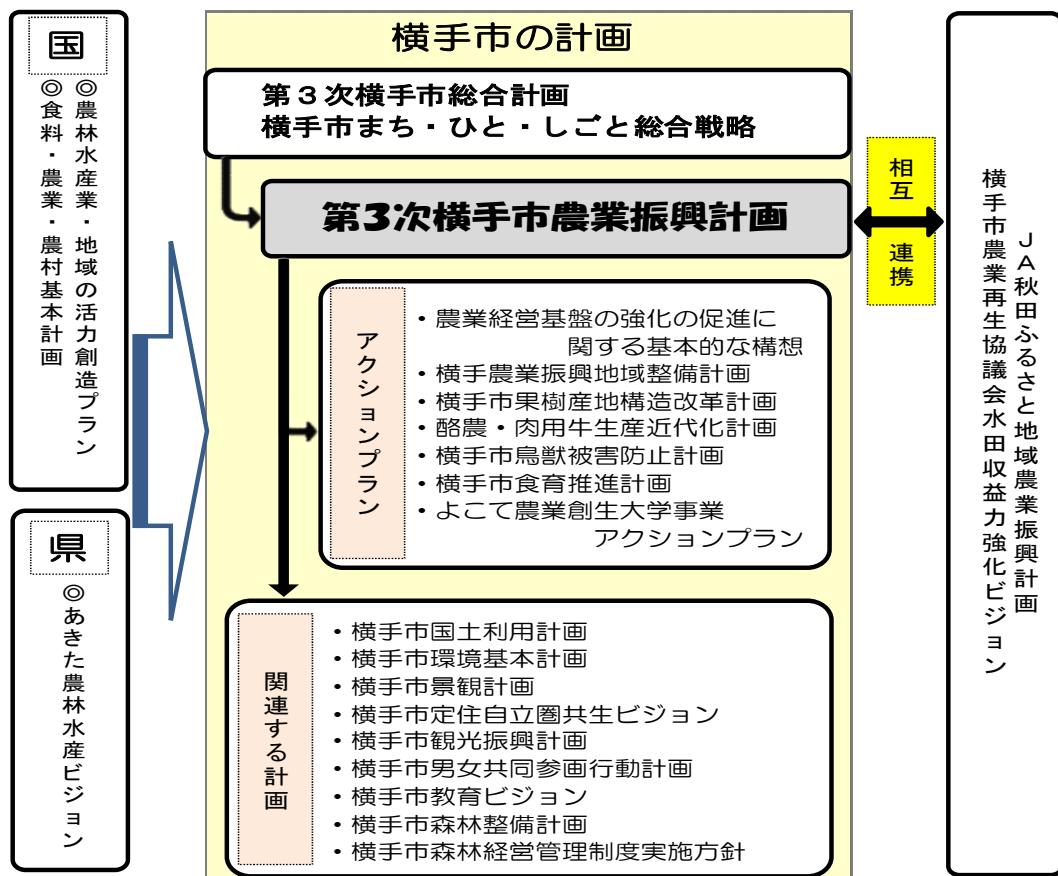
そのような中、農業の振興はもとより農業・農村の有する多面的な機能が将来にわたって発揮され、農業・農村が持続的に発展し、次の世代に引き継がれていくことが求められています。

こうした農業を取り巻く情勢の変化に対応し、今後の本市の農林業・農村振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、第3次横手市総合計画における農林業・農村分野の基本となる計画であり、国の「食料・農業・農村基本計画」、県の「あきた農林水産ビジョン」、農業協同組合の「地域農業振興計画」などとの整合・連携を図りつつ、本市の農林業・農村の総合的な振興を図る基本計画として位置付けるものです。

◇フロー図



3 計画の期間

本計画は、令和8年度を初年度として10年後の令和17年度を目標に見据え、5年後の令和12年度に検証を図ります。

第2章 横手市農業を取り巻く環境

第1節 横手市農業の概要

1) 横手市の位置・地勢

当市は、秋田県の県南地域に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりをみせています。

総面積は、692.80km²で秋田県の約6.0%を占めています。

土地利用については、耕地（田畠）が176km²、森林が376km²、宅地26km²となっており、県内の平均値と比較してみても、耕地と宅地による平坦地が多いことがうかがえます。

また、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出しています。

気候は、盆地であるため、一日の気温較差が大きく風はあまり強くないという特徴があり、典型的な積雪寒冷地で昭和49年には最大積雪深が250cmを超したという記録も残っています。

大量の雪は、人が生活するにはわずらわしく感じるものですが、反面、横手市の環境にうるおいをもたらす貴重な水資源、雪文化を育む源となっています。

明治以降は幾多の町村合併を経て、平成17年10月1日に横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村の8市町村合併により、秋田県で第2の都市となっています。

- ・位置 経度 北緯 39度18分
緯度 東経140度34分
- ・総面積 692.80km²
(令和7年全国都道府県市区町村別面積調)
(国土地理院技術資料 E2-NO. 61) より)
- ・広ぼう 東西 45.4km
南北 35.2km
- ・北 端 大森PA付近（旧大森町）
- ・南 端 大川目山（旧増田町）
- ・東 端 北の俣沢付近（旧山内村）
- ・西 端 矢走付近（旧大森町）



2) 農業特性

横手市農業は、恵まれた自然環境に加え豊かな土壌や水利条件等により、県内でも有数の農産物の生産地として発展してきました。

経営耕地面積は、総面積の約2割となっており、そのうち水田面積は約9割を占め、水田農業中心の農業構造となっています。

あきたこまちなどの米を中心に、野菜や果樹、花き、畜産など多くの良質な農畜産物が生産されており、県内では最も複合農業が進んでいます。農業産出額は平成26年より10年連続県内1位であり、農業は当市の基幹産業となっています。

野菜は、スイカや枝豆などの夏秋野菜を中心に40以上の品目を生産しており、果樹も豊富で、特にリンゴは県内生産量の7割以上を当市が占めています。さらに近年は、ほうれん草や菌床しいたけなどの施設栽培や園芸作物の団地化も進んでいます。

また、ほ場整備事業の実施により水田の大区画化が進み、令和6年度時点の水田整備率（30a以上に整備された水田の割合）は85%を超え、かんがい排水事業の実施とあわせて、生産性の高い農業が展開できる環境が整ってきています。これにより、認定農業者や農業法人など担い手への農地集積が進んでいます。

第2節 横手市農林業の現状と課題

1) 農林業

本市の農業は、肥沃な土壌と内陸性気候を生かしながら、県内においては米と園芸作物による複合経営が最も進んでいる地域として、展開してきています。しかしながら、未だ多くの農家が稻作を基幹とした生産構造となっており、米価の不安定化による経営リスクが懸念されるほか、気候変動による災害発生や燃料・生産資材等の高騰により、農業経営は厳しい状況が続いています。

また、農業従事者の高齢化が年々進んできており、農家数・農業従事者数ともに大幅に減少するなど担い手不足が深刻となっています。特に耕作条件が不利な中山間地域では、耕作放棄地が増加しています。

こうした背景から、本市農業を持続的に発展させ成熟社会にふさわしい重要な産業として展開するためには、多様な経営体の確保・育成が必要であり、認定農業者や新規就農者の確保・育成とともに、農業法人などの企業的経営体の育成を図ることが喫緊の課題となっています。

農家数の推移（販売農家）

単位：戸、経営体

内訳	年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農家数		10,649	9,403	7,176	5,898	4,603
	専業農家	1,037	1,219	1,374	1,433	1,031
	兼業農家	9,612	8,184	5,802	4,465	3,572
	第一種兼業	2,086	1,942	1,382	948	778
	第二種兼業	7,526	6,242	4,420	3,517	2,794

注)1.令和2年より調査項目の変更により専兼業別農家数を主副業別経営体数より参考値として抜粋

2.農家数の単位について、平成12～平成27までは戸数、令和2年は経営体数となります。

資料：農林業センサス

年齢別農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員数）

単位：人

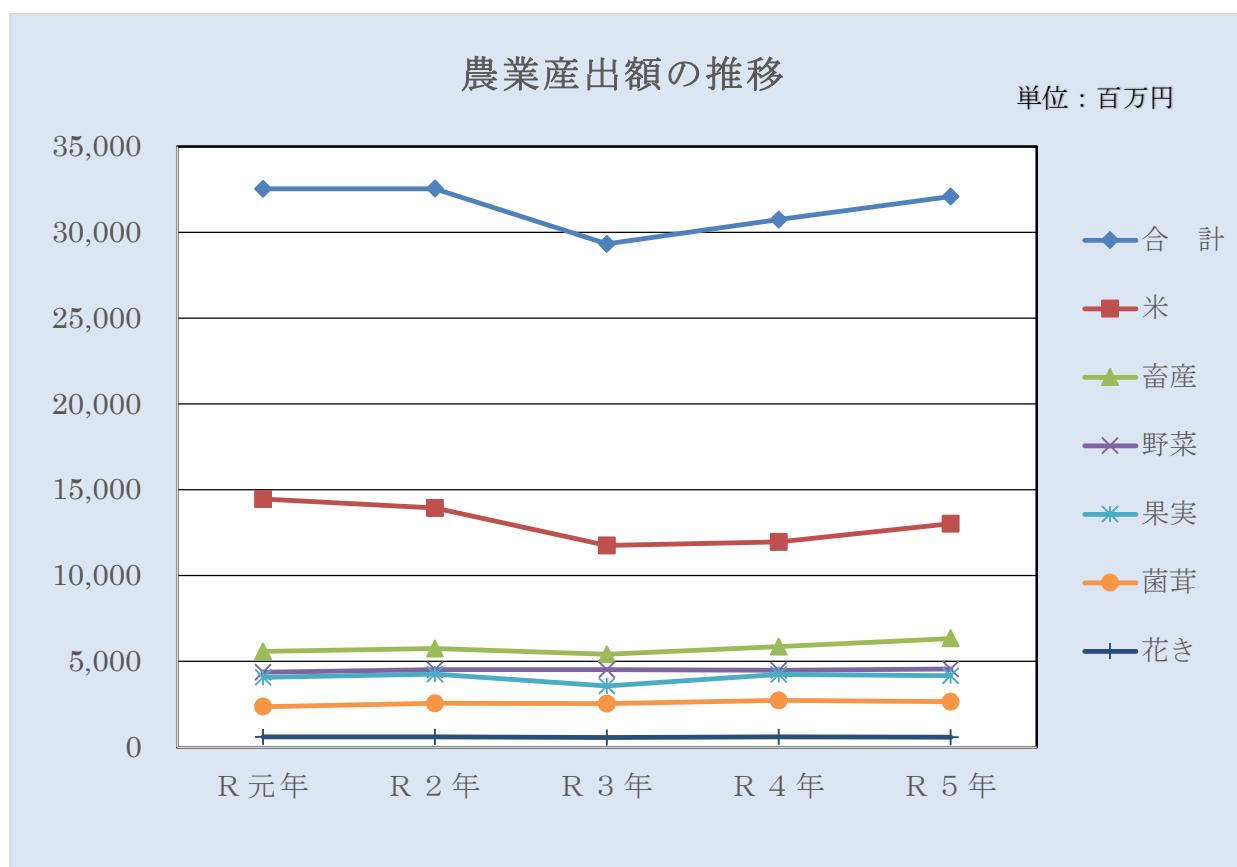
センサス 調査年	計	15～ 19歳	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 74	75歳 以上
2010 (平成22年)	10,747	105	153	257	474	1,891	3,152	1,808	2,907
2015 (平成27年)	8,474	56	100	257	291	947	3,099	1,314	2,410
2020 (令和2年)	7,026	2	70	266	463	891	2,668	1,263	1,403

資料：農林業センサス

農業経営においては、稲作中心の生産構造からの転換が必要であり、土地生産性や収益性の高い野菜や花きなどの園芸作物や菌茸類を取り入れた経営の複合化をさらに推進する必要があります。また、効率的な農業経営の確立が求められており、園芸用ハウスなどの生産施設や設備の導入、ほ場の大区画化や用排水施設の整備など生産基盤の整備と担い手への農地集積をさらに促進する必要があります。

果樹栽培については、令和2年度の大雪による被害から雪害等に強い樹体管理技術の取り組みを推進しています。また、畜産については、耕畜連携による稻わら活用などにより粗飼料の自給率向上と生産コストの低減が図られてきており、資源循環型農業をさらに進めていく必要があります。

林業については、木材価格の低迷による経営意欲の減退や従事者の高齢化などにより適切な維持管理が行われていない森林が増加しています。森林が有する水源涵養機能や二酸化炭素の吸収などの多面的機能を維持・保全していくためには、施業の共同化や路網の整備、高性能林業機械の導入などにより生産コストの低減を図ることが必要であるほか、豊富な森林資源の幅広い活用が求められています。

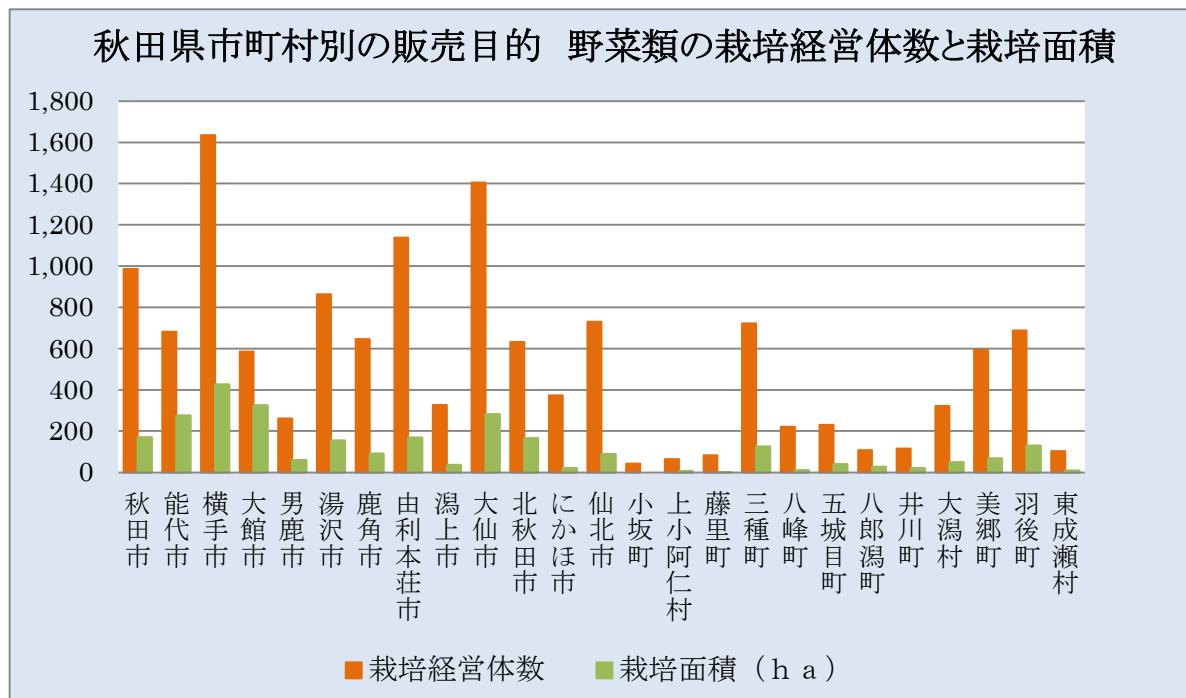


資料:米、野菜、果実、畜産については、農林水産省統計部より
菌茸、花きについては、JA 秋田ふるさと営農経済部より

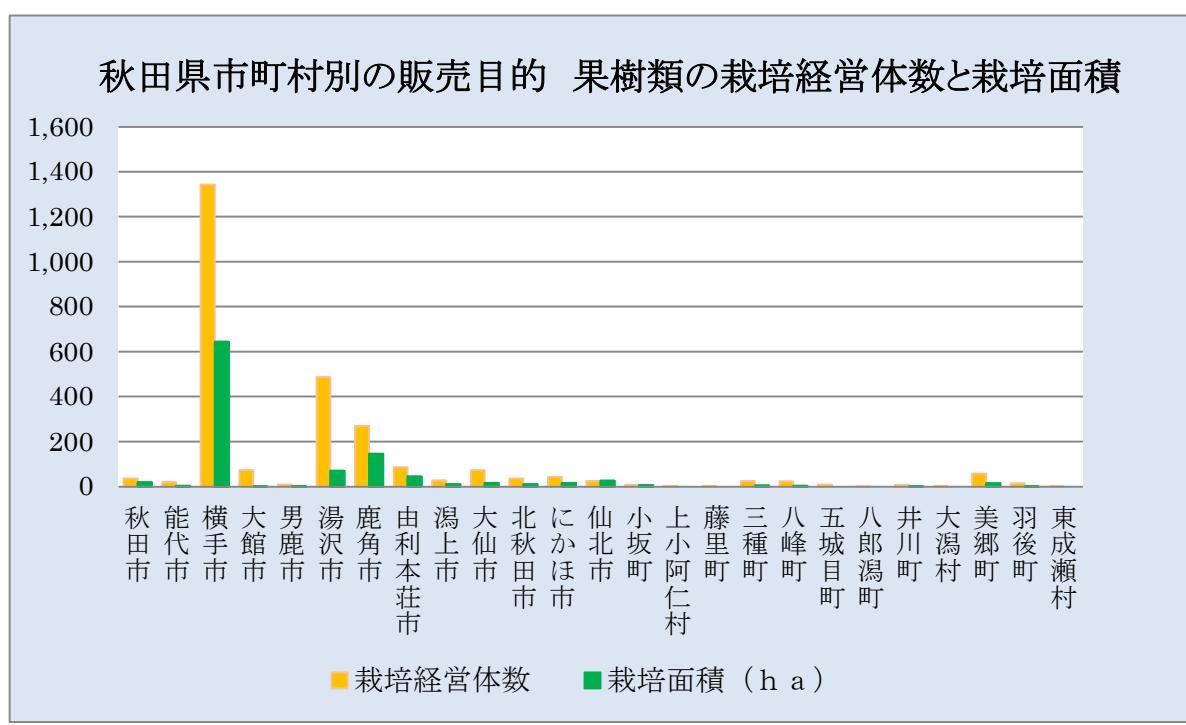
2) 食と農からのまちづくり

本市では、食に学び、食を楽しみ、食で潤うまちを目指して『食と農からのまちづくり』を掲げ、様々な農業政策を推進しています。その取組の基本方針は、本市の豊かな地域資源の活用と流通戦略の展開、農村文化の継承、「食」の安全・安心に配慮した農業の推進となっています。

地域資源の活用については、肥沃な農地や豊富な水資源と盆地特有の寒暖差など農産物の栽培に適した環境を生かし、野菜や果樹などの園芸作物の栽培面積は県内でもトップで、県内一農業の複合化が進んでいます。



資料：2020 農林業センサス



資料：2020 農林業センサス

農業従事者の減少と担い手の高齢化及び後継者不足により、栽培面積が減少傾向にあり、今後は、多様な消費者ニーズに対応する農産物の安定的な生産と供給体制の確立が求められております。このためマーケットインの視点を重視し、有利販売に結び付けるためのマーケティング活動の強化とともに、6次産業化の推進など付加価値の創出が課題となっています。

「食」の安全・安心に配慮した農業の推進については、地産地消の高まりの中で、地域固有の伝統食の継承や健康な食生活を送るための食育の重要性も増してきており、安全で安心な農産物の生産拡大を図ることも重要な課題となっています。

しかし、その推進の基盤となる農村集落では、農業生産面のみならず生活面においても住民同士の結び付きが強く共同体として機能してきましたが、農村地域の人口減少、高齢化の進行により、これらの機能が弱体化し、地域コミュニティも徐々に希薄になってきています。

また、農村地域は農林業の生産活動以外にも、自然環境の保全など多面的な機能を併せ持っております、これらの機能についても維持していく必要があります。

農村の集落機能を維持し活性化を図るためにには、生産基盤の整備と生活環境を整えるとともに、農業・農村の魅力を発信し交流を推進する必要があります。

第3章 横手市農業の目指す方向

1 基本目標

① 基本目標

魅力あふれる農業の展開と活力ある農村振興により、
農業の持続的発展を目指します。

《取組の基本方針》

多様な担い手の確保と育成、農地の集積・面的集約化による生産基盤強化、及び気候変動に強い農業の推進に取り組みます。さらに農業の複合化と6次産業化による収益性の向上、スマート農業技術等の活用による農業生産の効率化と省力化を進めます。

また、林業においても木材利用の推進や林業人材の育成に取り組み、森林環境譲与税を活用した適正な森林整備を推進します。

② 目指す将来の姿

生産性と収益性の高い魅力ある農林業の展開により、活力ある地域社会が形成され、基幹産業である農林業が持続的に発展しています。

2 目標の実現に向けた4つの柱

基本目標の実現に向けて、次の4つの柱により農林業振興施策を推進します。

【第1の柱】 経営能力に優れた多様な経営体の育成

認定農業者や新規就農者に加え、地域農業を担う多様な経営体の確保・育成に努めながら、就業環境の整備を推進し農業人材の確保を図ります。

意欲ある担い手への農地の集積・面的集約を進め、経営の効率化と安定化を図ります。

【第2の柱】 生産性と収益性の高い農業の推進

農地のフル活用による複合産地化を推進するとともに、スマート農業や気象災害に強い農業を推進し、生産性と収益性の向上を図ります。

【第3の柱】 地域資源を生かした魅力ある農業の推進

地域資源を有効活用した6次産業化の取組や農産物の販路拡大を支援し、農業者の所得向上を目指します。

産地の魅力発信により交流人口の拡大を図るとともに、食と農に関する関心や理解を深め、地産地消の推進や食文化の継承を図ります。

環境負荷を低減する取組を推進し、環境と調和のとれた持続可能な農業を目指します。

【第4の柱】 生産基盤の整備と農村環境の保全

良好な営農環境の維持に向け農業生産基盤の強化を図るとともに、農林業の有する多面的機能の維持・発揮に向け、農地や森林、農村環境の適切な保全管理を推進します。

3 施策の体系

基本
目標

魅力 あふれる農業の展開と活力ある農村振興により、農業の持続的発展を目指します	四つの柱	施策の区分	目指す方向	施策の展開
経営能力に優れた多様な経営体の育成	産地を担う多様な経営体の確保・育成	農業を持続的に発展させていくため、多様な農業人材の確保と育成を図ります。 地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農者の確保・育成とともに、雇用就農の受け皿となる経営体の育成を推進します。		①認定農業者の確保と育成 ②集落営農の組織化、農業経営の法人化の推進 ③新規就農者や農業後継者の育成と定着 ④多様な経営体の育成と支援 ⑤経営体の経営力強化の推進
	農業労働力の確保	経営体における就労条件や労働環境の整備を推進し、人材の確保・定着を図ります。		①農業労働力の安定確保と就業環境の改善
	担い手への農地集積と面的集約の推進	地域計画の実践により、意欲ある担い手への農地の集積・面的集約を推進し、経営の効率化と安定化を図ります。		①農地中間管理事業を活用した農地利用集積の推進 ②地域計画の実現に向けた取組の推進
生産性と収益性の高い農業の推進	複合産地化の推進	水稻を主体としつつ園芸作物の生産体制も強化し、農地のフル活用による複合産地化を推進します。		①土地利用型作物の振興 ②園芸作物の振興 ③果樹の振興 ④畜産の振興・耕畜連携の推進 ⑤特用林産物の振興
	スマート農業の推進	スマート農業を積極的に推進し、作業の省力化や生産性の向上、品質の確保を図ります。		①ICT等を活用したスマート農業の普及拡大
	気候変動等に対応した農業の推進	気候変動に伴う異常気象に対応するため、気象災害に強い農業を推進します。		①気候変動に対応した栽培管理等の支援 ②自然災害や病害虫等への対策の強化 ③鳥獣による農業被害防止
地域資源を生かした魅力ある農業の推進	6次産業化の取組支援	地域資源を有効活用した6次産業化の取組を支援します。		①6次産業化の取組支援と農商工連携の推進
	産地の魅力発信	社会情勢や市場の動向を注視し、国内における横手市産農産物の販路拡大を支援するとともに、海外マーケットの開拓に対する取組も支援します。		①市場競争力の強化 ②農産物の魅力発信と販路拡大の推進
	農村の活性化	農業の魅力発信や農業体験等を通じて、交流人口の拡大を図り、農業・農村への関心や関りを深めます。		①農業・農村の魅力発信と交流の推進
生産基盤の整備と農村環境の保全	食育・地産地消の推進と食文化の継承	地産地消や食育の普及により、伝統的な食文化の継承と横手市産農産物の利用拡大を推進します。		①食育と地産地消の推進 ②直売所や朝市の活用と支援 ③食文化の継承と農山村地域の活性化 ④発酵文化のまちづくりの推進
	環境に配慮した農業の推進	環境負荷を低減する取組を推進し、環境と調和のとれた持続可能な農業を目指します。		①環境保全型農業の推進 ②持続可能な循環型農業の推進
	農業生産基盤の整備・保全	農地の大区画化や水利施設の整備を促進し、生産基盤の強化を図ります。		①農業農村整備事業の推進
森林資源の循環利用の推進	農村環境の維持・保全	農業の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、生産基盤の維持管理と地域の共同活動に対する支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。 中山間地域の農地の維持・保全に努め、農業生産活動の継続と耕作放棄地の拡大防止を図ります。		①多面的機能支払交付金を活用した取組による農地の保全 ②中山間地域の維持・保全 ③農地の保全と耕作放棄地の拡大防止
		森林の有する多面的機能を発揮させるため、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用を推進します。		①森林経営管理制度に係る取組の推進と森林環境譲与税の有効活用 ②横手J-クレジットを活用した地球温暖化対策の推進

第4章 分野別の振興方針

第1節 経営能力に優れた多様な経営体の育成

1. 目指す方向

- ・農業を持続的に発展させていくため、多様な農業人材の確保と育成を図ります。
- ・地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農者の確保・育成とともに、雇用就農の受け皿となる経営体の育成を推進します。
- ・経営体における就労条件や労働環境の整備を推進し、人材の確保・定着を図ります。
- ・地域計画の実践により、意欲ある担い手への農地の集積・面的集約を推進し、経営の効率化と安定化を図ります。

2. 施策の区分

- 1) 産地を担う多様な経営体の確保・育成
- 2) 農業労働力の確保
- 3) 担い手への農地集積と面的集約の推進

3. 施策の背景

農業従事者の減少と担い手の高齢化及び後継者不足により、離農や耕作放棄地、果樹園の廃園や放任園も増加傾向にあります。そのため、本市の農業を持続的に発展させていくためには、多様な農業人材の確保と育成を図るとともに、地域計画を踏まえた担い手への農地集積と面的集約を進め、経営の安定化と生産性の向上を図る必要があります。

4. 施策の展開

1) 産地を担う多様な経営体の確保・育成

取組① 認定農業者の確保と育成

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、地域農業を担う認定農業者の確保・育成を図り、関係機関と連携して、効率的かつ安定的な農業経営の発展を支援します。

また、地域計画（目標地図）を継続的に見直しながら、農地を適正に利用・維持する認定農業者などの確保に向け、地域ごとに新たな人材の発掘と育成を図ります。

【現状】

- 令和2年度以降、認定農業者数は減少傾向となっていますが、うち法人数は増加傾向にあります。
- 認定農業者の中心は60歳代から70歳代となっており、高齢化が進んでいる状況にあります。

【課題】

- ◆農業従事者が減少する中で、認定農業者は今後も地域農業の中心的な担い手として不可欠であり、その確保・育成とともに、個々の経営計画に応じた継続的な支援が必要です。
- ◆円滑な利用集積を進めるため、地域における話し合いを促進し、担い手を確保・育成しながら地域計画（目標地図）の見直しを進める必要があります。

認定農業者数の推移

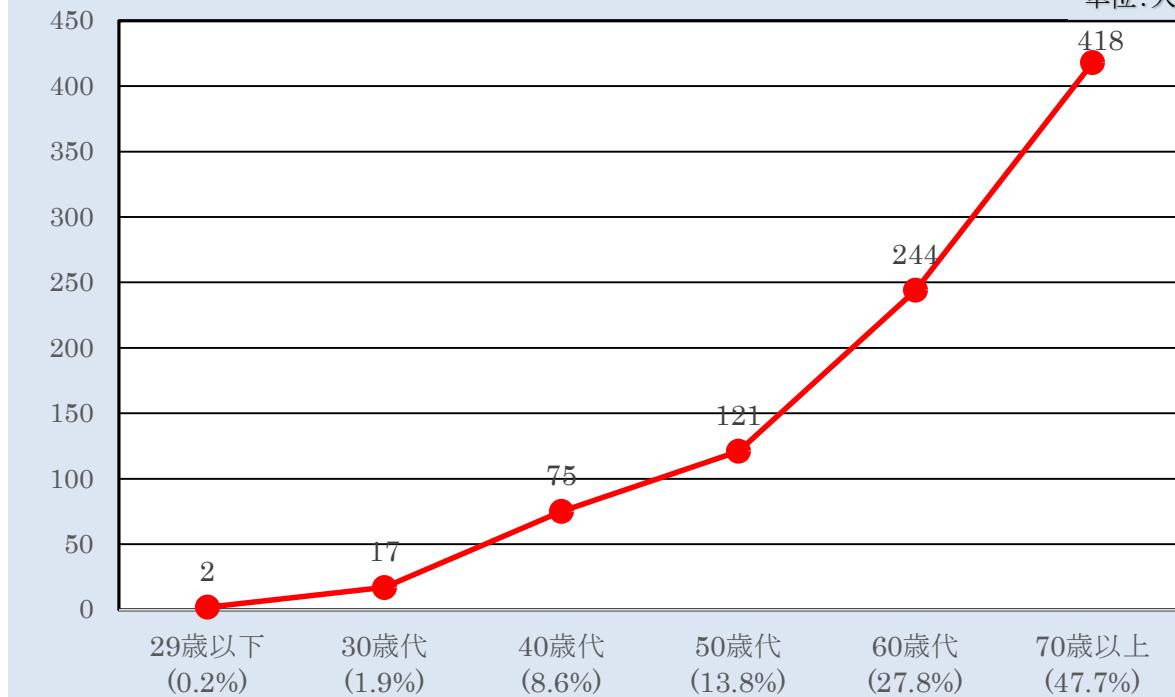
単位:人、経営体

地 区	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
横 手	187	176	169	165	153
増 田	102	99	98	88	86
平 鹿	253	241	234	222	216
雄 物 川	194	180	172	172	169
大 森	75	73	72	69	71
十 文 字	203	197	190	187	181
山 内	34	33	31	31	31
大 雄	109	103	104	102	100
合 計	1,157	1,102	1,070	1,036	1,007
うち法人数	109	116	117	121	130

資料:食農推進課

令和6年度末現在 年代別の認定農業者数(法人含まず)

単位:人



資料:食農推進課

【主な取組】

- ・認定農業者の農業経営改善計画達成のフォローアップ
- ・認定農業者協議会の活性化による研修、情報交換、交流の機会の拡充
- ・認定農業者制度の普及啓発活動の推進
- ・継続的な地域計画（目標地図）の見直しの推進

取組② 集落営農の組織化、農業経営の法人化の推進

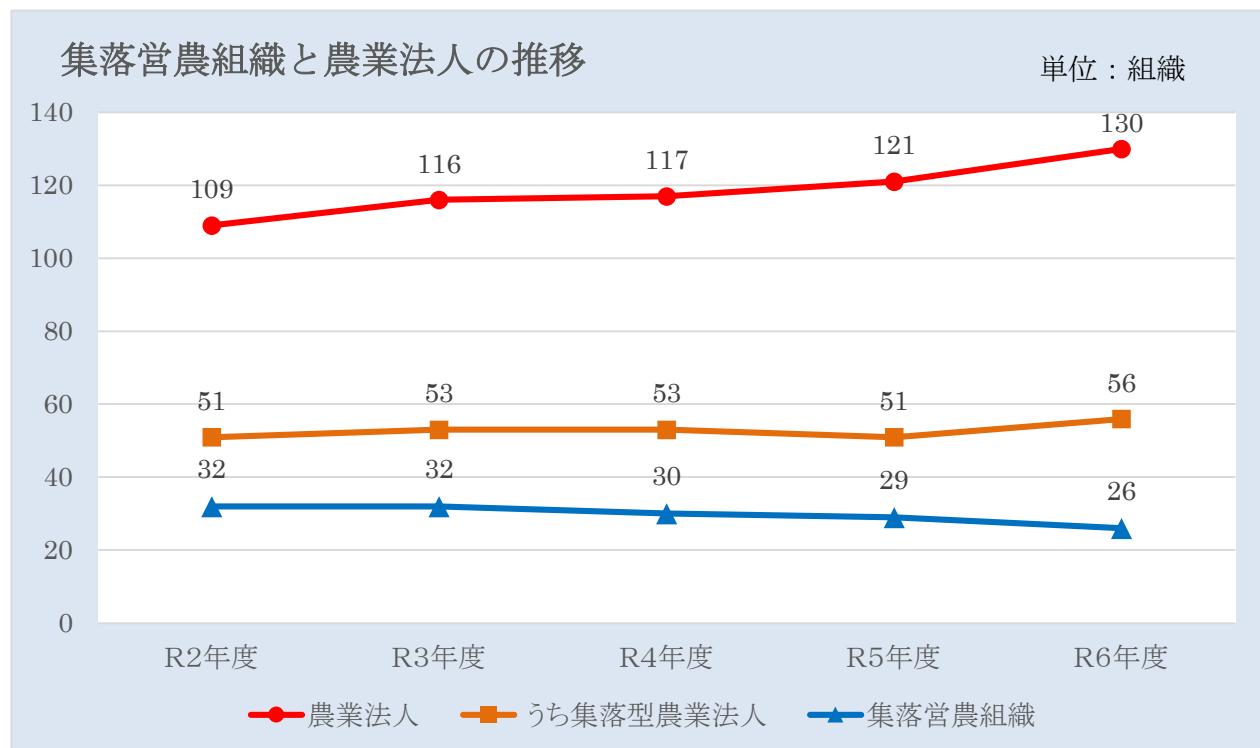
地域農業の担い手となる集落営農などにおいて、維持・発展のため効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組や農業経営の法人化の取組を支援します。

【現状】

○集落営農は法人化が進んでおり、年々減少傾向にあります。また、農業経営の法人化については、着実に取組が進んでいる状況にあります。

【課題】

- ◆集落営農や農業法人の中には、構成員の高齢化が進んでいる組織もあり、今後の組織を担う人材の確保と育成が必要です。
- ◆組織化や法人化による経営の効率化・安定化に向けて、農地の利用集積の促進や生産基盤の強化など、関係機関と連携したサポートが必要です。



【主な取組】

- ・担い手経営サポート事業による経営管理能力の向上や円滑な経営継承への支援
- ・集落型農業法人育成事業による集落営農の法人化への支援
- ・農地中間管理事業や農業農村整備事業との連携
- ・関係機関と連携した農業経営の法人化及び経営安定化に向けたサポートの実施

取組③ 新規就農者や農業後継者の育成と定着

地域農業の持続的な発展のため、市園芸振興拠点センターを核とした「よこて農業創生大学事業」を実施することにより、関係団体が連携しながら、新規就農者や農業後継者の確保、育成と支援に努めます。

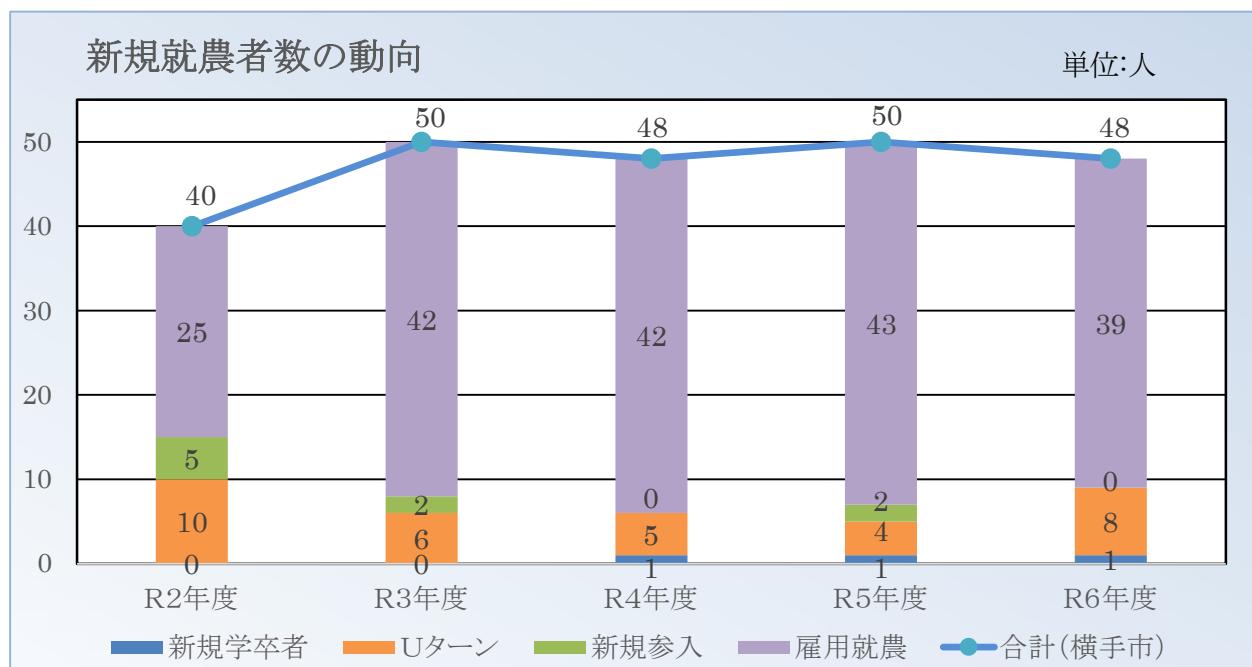
また、円滑な就農と地域への定着を推進するため、きめ細やかなサポートを継続的に実施するとともに、国・県・市などの補助事業や支援制度を活用し、就農直後の経営確立と経営発展を支援します。

【現状】

- 市園芸振興拠点センターや県の試験場等で実施する農業技術研修を通じて、新規就農者や農業後継者の育成を図っています。
- 関係機関で構成するサポートチームで定期的に新規就農者を訪問し、営農状況を確認するとともに、各種相談への対応や経営改善に向けた指導・助言を行っています。

【課題】

- ◆近年の就農相談においては、他産業に従事しながら農業実践を希望する方が増えており、こうした要望への対応が求められています。
- ◆新規参入（非農家出身者）の就農にあたっては、経営開始時の費用負担が大きいことから負担を軽減する取組が必要です。
- ◆就農後の様々な不安の解消及び仲間づくりのため、フォローアップや就農者同士の交流の場の確保が必要です。



資料:食農推進課

〈参考値〉秋田県の新規就農者数(資料:秋田県農林水産部農林政策課)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
秋田県全体	252 人	265 人	271 人	275 人	270 人

園芸振興拠点センター 農業技術研修生の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
研修生数	10人	10人	10人	10人	10人
うち2年目	5人	5人	5人	5人	4人

資料:食農推進課

【主な取組】

- ・市園芸振興拠点センターにおける研修制度の充実・強化
- ・補助事業等を活用した新規就農直後の経営確立への支援
- ・サポートチームによる定期訪問及び重点支援の実施
- ・新規就農レベルアップ事業による就農後のフォローアップ
- ・新規就農者や農業後継者との情報交換や交流機会の提供
- ・高校生や大学生を対象とした農業インターンシップ事業の実施

取組④ 多様な経営体の育成と支援

地域農業を維持・継続していくうえで技術・知識の豊富な高齢農業者や兼業農家、さらには経営の複合化や6次産業化において活躍が見込まれる女性農業者の育成・確保も重要であり、それぞれの能力を十分発揮できるよう支援します。

地元出身者のみならず、農村での農業経営に興味を持つ方のUJITーンによる農外参入など様々なルートからの就農と営農定着を支援します。

【現状】

- Uターンや移住による新規就農者は一定数おり、父母の実家での就農希望者も増えています。
- 家族経営協定の締結数は少しずつ増加傾向にありますが、女性の認定農業者数は横ばいで依然として少ない状況にあります。

【課題】

- ◆経営の複合化や6次産業化を推進するうえで、女性の農業経営参画への支援体制を整える必要があります。
- ◆農業従事者の減少と高齢化、後継者不足により、離農や耕作放棄地が増加傾向にあり、地域農業を維持・継続していくため、多様な農業人材の確保と育成を図る必要があります。

専兼業別農家数の推移（資料：農林業センサス）

（単位：戸、経営体、%）

	総農家	自給的農家数	販売農家（主副業別経営体数）								
			合計		うち専業		うち第1種兼業		うち第2種兼業		
	戸	戸	構成比	戸	構成比	戸	構成比	戸	構成比	戸	構成比
H12年	11,982	1,333	11.1	10,649	88.9	1,037	8.7	2,086	17.4	7,526	62.8
H17年	10,929	1,526	14.0	9,403	86.0	1,219	11.2	1,942	17.8	6,242	57.1
H22年	8,920	1,744	19.6	7,176	80.4	1,374	15.4	1,382	15.5	4,420	49.6
H27年	7,464	1,566	21.0	5,898	79.0	1,433	19.2	948	12.7	3,517	47.1
R2年	5,731	1,214	21.2	4,517 (4,603)	78.8 (80.3)	(1,031)	(18.0)	(778)	(13.6)	(2,794)	(48.7)

注)(1)令和2年より調査項目の変更により専兼業別農家数を主副業別経営体数より参考値として抜粋

(2)農家数の単位について、H12～H27までは戸数、R2は経営体数となります。

(3)調査項目の販売農家と主副業別経営体の該当要件が違うため、R2販売農家数の()内には、自給的農家数も一部含まれている。

地域別女性認定農業者の推移

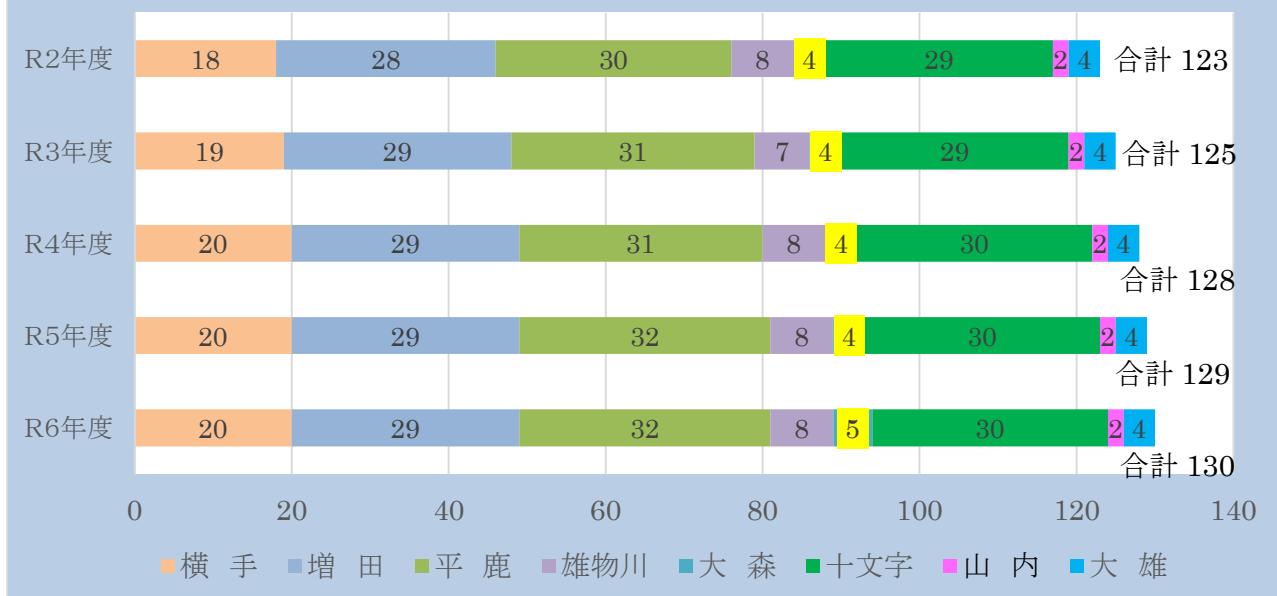
単位：人



資料:食農推進課

地域別家族経営協定締結数の推移

単位：件



資料:食農推進課

【主な取組】

- 市単独事業を活用した機械・施設等の導入支援や作物転換支援
- 定年退職者等の農業参入に対応した研修機会の提供
- 家族経営協定の推進や女性認定農業者の育成
- 女性農業者の仲間づくり及び交流の促進
- 就農相談会を通じた市の支援制度等の情報提供
- 市内での就農に向けた現地見学や短期研修の実施

取組⑤ 経営体の経営力強化の推進

経営の多角化や規模拡大など、意欲的に経営強化に取り組む経営体に対し、各種支援制度や補償制度などを活用し、農業経営の安定化に向けた支援を行います。

【現状】

○資材価格の高騰や度重なる自然災害、異常気象による品質や収量の低下により厳しい農業経営が続いている。

【課題】

- ◆農業経営の安定化に向けて、意欲的に経営強化に取り組む経営体を資金面で支援することも必要です。
- ◆気候変動などのリスクに対応するため、農業共済や収入保険等への加入を促進する必要があります。
- ◆離農者が増加する中、受け皿となる経営体の安定化に向けて、引き続き地域での話し合いに基づく農地の利用集積が必要です。

【主な取組】

- ・スーパーL資金をはじめとする各種制度資金の活用促進
- ・農業経営安定化対策資金（マル農）融資あっせん事業の活用促進
- ・国・県補助事業を活用した農業機械及び施設の導入による規模拡大や経営強化の推進
- ・経営安定化に向けた補償制度等への加入促進
- ・農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・面的集約の推進

2) 農業労働力の確保

取組① 農業労働力の安定確保と就業環境の改善

雇用就農の受け皿となる経営体における労働力の確保と定着を図るため、就労条件や労働環境の改善を支援します。

また、人口減少などにより、更なる労働力不足が懸念されることから、様々な手法により、農業生産に必要となる労働力の確保を図ります。

【現状】

○農業法人や大規模農家等への雇用就農者は増加傾向にありますが、業務内容や労働条件（給与・勤務時間・体力面）など理想と現実のギャップが原因で、定着率は低く推移しています。

【課題】

- ◆生産年齢人口の減少や少子高齢化により人手不足が深刻化する中で、農業に携わる人材を確保するためには、就労条件や労働環境の改善により働きやすい環境を整える必要があります。
- ◆労働力確保に向けた外国人材の活用については、住居の確保など受け入れ体制の整備が必要です。また、福祉事業所と連携した取組については、農業者と福祉事業者のニーズや作業内容・労働条件などを適切に結びつける仕組みづくりが必要です。
- ◆労働力の確保に向けては、働き手の条件に応じた短時間・短期間労働など柔軟な受け入れも必要です。

【主な取組】

- ・国・県の事業を活用した就労環境整備及び人材確保への支援
- ・農業人材確保事業の活用による外国人材の活用支援
- ・福祉事業所と連携した農福連携事業の推進
- ・高齢者が農業に参画できる地域農業の仕組みづくりの支援
- ・JA秋田ふるさと無料職業紹介所や1日農業バイトアプリ「daywork」などの活用促進に対する支援

3) 担い手への農地集積と面的集約の推進

取組① 農地中間管理事業を活用した農地利用集積の推進

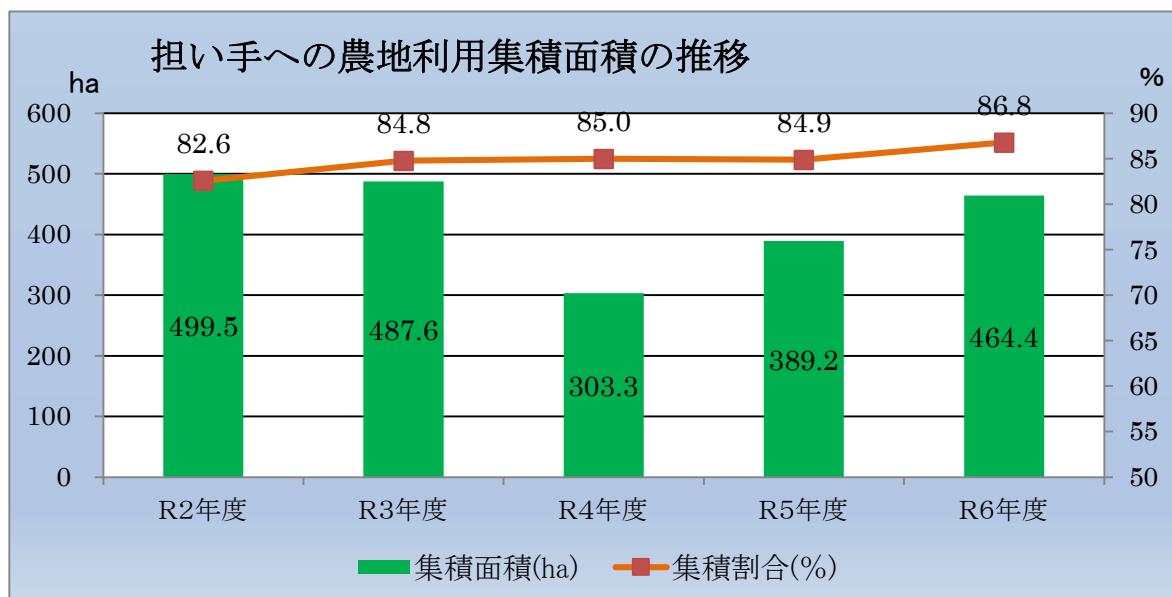
効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体を支援するため、農地中間管理機構など関係機関と連携し農地の集積と面的集約を推進します。

【現状】

○農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積は進んでいますが、借受農地の分散などにより規模拡大のメリットが生かせない状況にあります。

【課題】

- ◆担い手への農地集積・集約化を円滑に進めるため、JA秋田ふるさと、農業委員会など関係機関と連携を密にして農地中間管理事業を推進する必要があります。
- ◆今後も離農を選択する農業者が増えることが予想されることから、引き続き担い手への農地集積を推進するとともに、面的集約を推進し作業の効率化を図る必要があります。



資料:農業振興課

【主な取組】

- ・農業関係機関との連携強化による農地中間管理事業の推進
- ・農地中間管理機構を活用した担い手への農地の面的集約の推進

取組② 地域計画の実現に向けた取組の推進

地域での話し合いを促進し、農地の利用状況を把握とともに、認定農業者や新規就農者、兼業農家や小規模農家などの多様な人材を担い手として位置付け、将来の農地利用の明確化を図ります。

【現状】

○市内全域で地域計画を策定していますが、地域における話し合いが十分とは言えない状況です。

【課題】

- ◆出し手農家の意向把握に努めるとともに、受け手となる担い手の確保・育成も図りながら、円滑な利用集積を進める必要があります。
- ◆地域における話し合いを促進するため、関係機関との情報共有や連携を強化した取組が必要です。

地域計画の策定状況(R7.8月現在)

単位:経営体、%

	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
農業を担う者	254	81	246	197	76	170	42	138	1,204
現在の農地集積率	72.2	41.5	74.4	50.9	32.2	59.7	14.6	74.4	59.3
10年後の農地集積率	91.1	46.4	91.8	63.2	35.3	72.4	18.8	92.2	89.0

資料:農業振興課

【主な取組】

- ・農業委員や農地利用最適化推進委員による意向把握の実施
- ・農地法や農地中間管理事業を活用した担い手への農地の利用集積の推進
- ・地域での話し合いに基づいた地域計画の見直しと農地の利用状況の把握

5. 施策の成果指標

「経営能力に優れた多様な経営体の育成」については、「施策の展開」に対応した各取組を推進するとともに、主要な成果指標を次のとおり設定し、振興方針の目標達成の目安とします。

○新規就農者数及び認定農業者数(農業法人数含む)

成果指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和17年度
新規就農者数(年間)	48人	55人
認定農業者数	1,007人	950人
うち農業法人数	130経営体	150経営体

注)1.新規就農者数は、1年間に輩出する人数。

2.認定農業者数は、令和17年度の目標値が減少しているが、大規模法人への移行を推進し最小の減少幅に設定している。

○担い手への農地集積率

成果指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和17年度
農地集積率	86.8%	90.0%

6. 関連する各種計画等

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・横手市定住自立圏共生ビジョン
- ・横手市男女共同参画行動計画
- ・JA秋田ふるさと地域農業振興計画
- ・よこて農業創生大学事業アクションプラン

第2節 生産性と収益性の高い農業の推進

1. 目指す方向

- ・水稻を主体としつつ園芸作物の生産体制も強化し、農地のフル活用による複合産地化をより一層推進します。
- ・スマート農業を積極的に推進し、作業の省力化や生産性の向上、品質の確保を図ります。
- ・気候変動にともなう異常気象に対応するため、気象災害に強い農業を推進します。

2. 施策の区分

- 1) 複合産地化の推進
- 2) スマート農業の推進
- 3) 気候変動等に対応した農業の推進

3. 施策の背景

本市は稻作を中心に野菜、果樹、花き及び畜産などの複合産地化が進んでおり、全国的にも高い農業生産額を誇っています。また、特別栽培米やe c o (エコ)らいす、果樹の統一ブランドなど、付加価値の高い農産物の販売が促進されています。

しかし、燃料や資機材の高騰による生産コストの上昇や異常気象による品質低下、収量の減少は農業経営に深刻な影響を与えています。

今後も産地を維持していくために、作業の省力化や効率化、生産コストの低減等により生産性の向上を図るとともに、更なる農業所得向上に向けた取組が求められています。

4. 施策の展開

1) 複合産地化の推進

取組① 土地利用型作物の振興

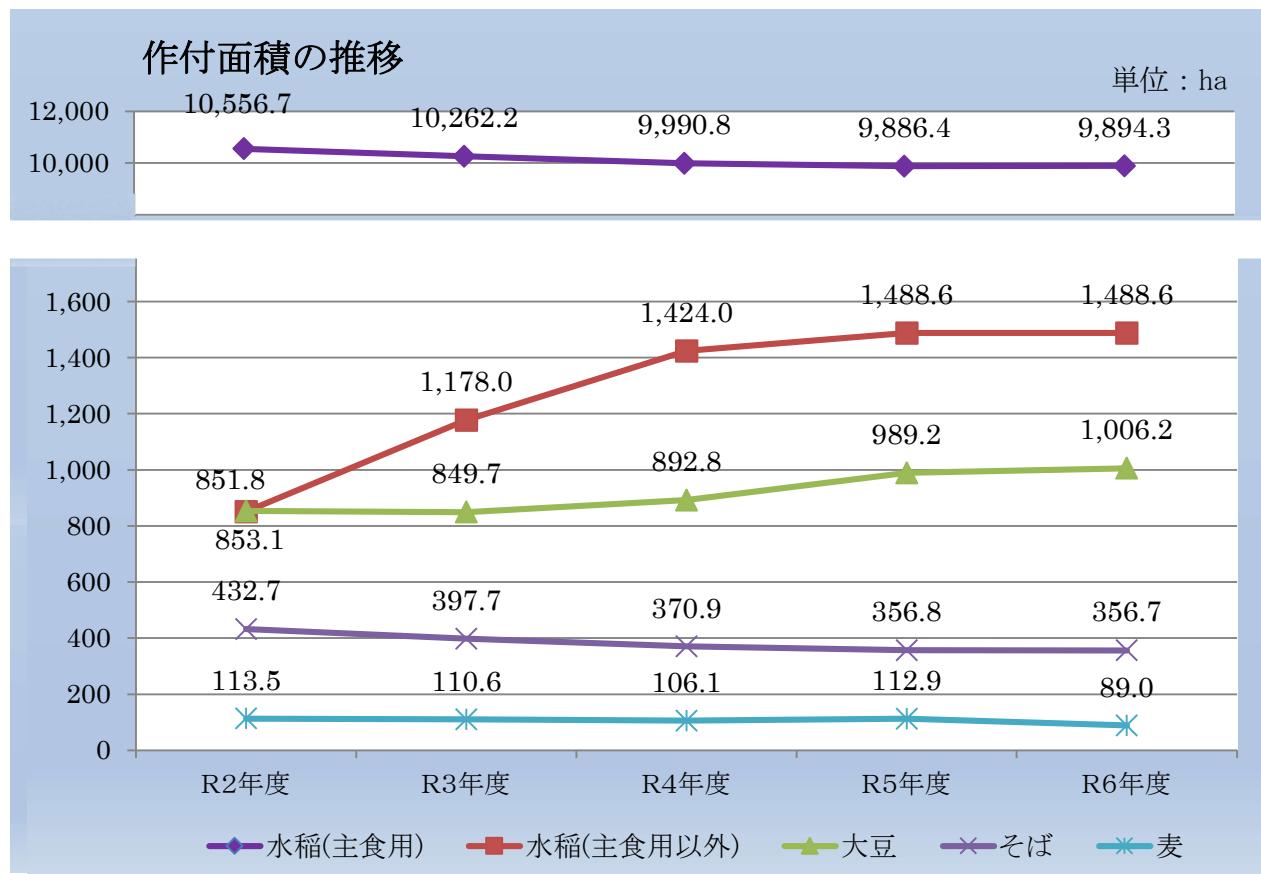
水稻、麦、大豆、そば等の土地利用型作物の振興を継続的に進めるとともに、横手の気候に合った品種の選定と栽培技術の向上による安定生産を目指します。関係機関との連携協力のもと、消費者・実需者ニーズを的確かつ迅速に把握し、需要に応じた米づくりを目指し、特別栽培米やe c o (エコ)らいすなどの高品質米の安定生産を進め、再生産可能な稻作農業を推進します。

【現状】

○需要に応じた米づくりを推進するとともに、産地交付金等を活用して麦・大豆・そば等の生産振興を図っています。

【課題】

- ◆國の方針や米の需給バランスなどを見極めながら、水稻、麦、大豆、そば等の土地利用型作物を作付する必要があります。
- ◆高温傾向が今後も続くことが予想されることから、高温耐性品種への切り替えなど、高温に強い産地づくりに向けた施策の検討が求められます。



資料:農業振興課

【主な取組】

- ・JAと連携し特別栽培米やe c o(エコ)らいすなど、消費者ニーズに応える高品質・良食味米づくりの推進
- ・多様な消費者ニーズに対応した品種の作付推奨
- ・県で推奨する品種や栽培体系の普及と生産技術の向上
- ・畠地化促進事業などを活用し、高収益作物やその他の畠作物の定着を図る

取組② 園芸作物の振興

収益性の高い園芸品目の新たな団地形成に向け、経営体や品目の掘り起こし、国・県の補助事業の活用による生産拡大に必要な施設や機械の整備を支援し、生産性の向上を図ります。

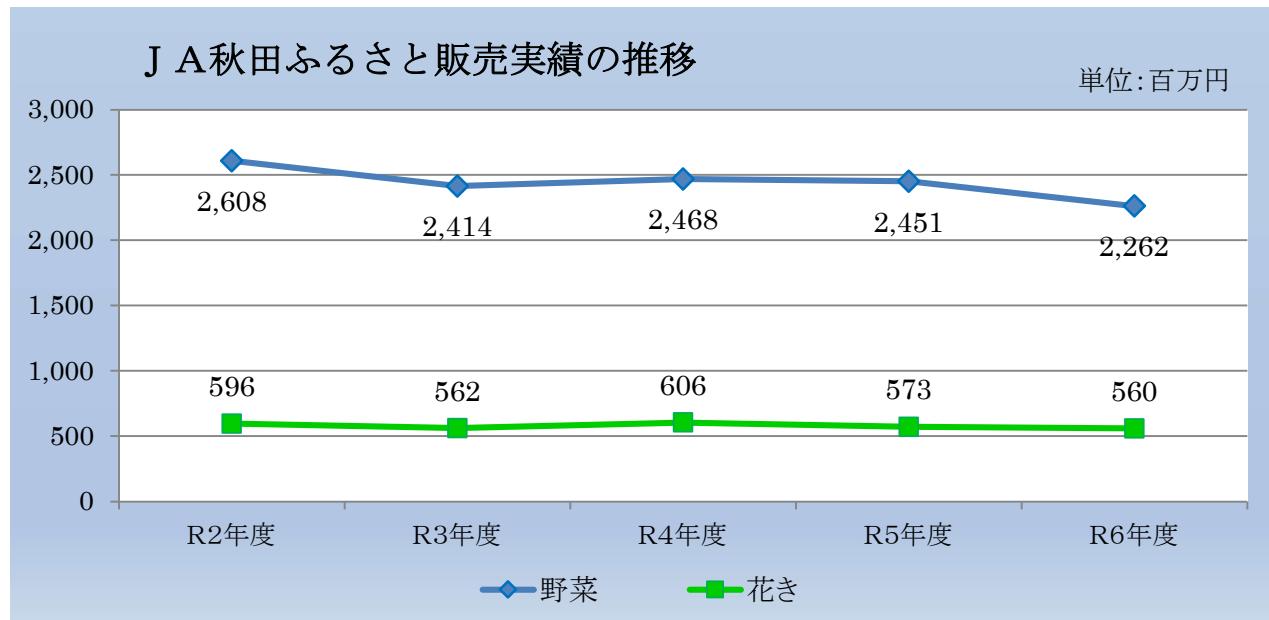
特に横手市重点振興作物（スイカ、ねぎ、枝豆、アスパラガス、トマト、きゅうり、ほうれん草、花き）については、品質の安定化、収量の向上を図り、横手産野菜のブランド化を進めます。

【現状】

○燃料や資機材の高騰による生産コストの上昇は、施設園芸を中心に深刻な影響を与えています。

【課題】

- ◆野菜は、少量多品目の生産が多く、地元直売所やインショップへの出荷も多くなっていますが、市場出荷は、今後も主要な流通ルートと見込まれることから、収益性の高い品目を選定し産地化を図り、本市を代表する品目として確立する必要があります。
- ◆高齢化等に伴い育苗農家が減少してきており、育苗農家と育苗施設の連携による安定した種苗供給体制の構築が必要です。



資料：JA秋田ふるさと

【主な取組】

- ・国や県の補助事業を活用した園芸作物の作付拡大及び団地化の推進
- ・高収益作物導入推進事業などの市単独事業を活用した小規模農家の作物転換支援
- ・園芸振興拠点センターのほ場を活用した各種栽培実証とそれに基づく推奨品種の選定及び普及の推進
- ・施設園芸における環境制御などスマート農業技術の導入支援
- ・地域種苗支援センターを核とする安定した種苗供給体制の確立支援

取組③ 果樹の振興

高収益な樹種への転換や樹園地の土壌改良などを推進するとともに、生産性の向上を図り、高品質な果樹の安定生産によるブランド化を促進します。

また、樹園地継承の支援体制を整え、生産拡大に意欲的な果樹生産者への園地集積・集約を促進します。

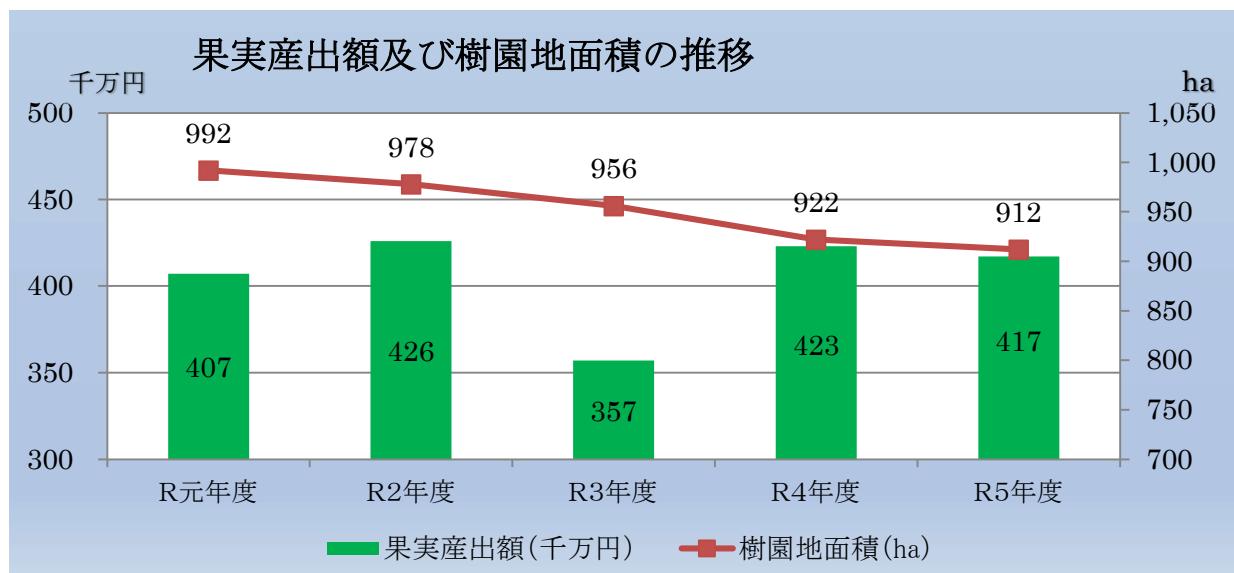
災害予防のための資材導入や雪害に強い樹体管理技術の確立を図るとともに、強靭な果樹産地を目指します。

【現状】

- 病害虫の発生源となる放任園や管理不良園が増加し、周辺農家に影響を及ぼしています。
- 異常気象や自然災害への対応、病害虫の多発による防除回数の増加など、農家負担が増大してきています。

【課題】

- ◆高齢化や後継者不足により、栽培戸数、栽培面積が減少傾向にあり、産地の維持に向けた取組が必要です。
- ◆県果樹試験場等と連携した雪害対策（横手モデル）については、生産者への普及を図っておりますが、雪害に強い果樹産地の確立に向け、より一層の推進と導入支援が必要です。



※果実産出額は、農林水産省統計部の市町村別農業産出額(推計)
樹園地面積は、市農業振興課の資料

【主な取組】

- ・国や県の補助事業を活用した改植・新植の推進
- ・経営維持・拡大に対する作業機械等の導入経費の助成
- ・省力・軽労な生産方式の導入や機械作業体系の導入推進
- ・異常気象に対応した品種構成の見直しや受粉樹導入による結実確保の推進
- ・園地継承を支援するマッチングの推進
- ・果樹産地再生等支援事業による横手モデルの推進

取組④ 畜産の振興・耕畜連携の推進

地域の耕種農家と連携し安定的な粗飼料の確保に向けた取組を進め、高品質な畜産物の生産振興を図ります。

また、国・県などの補助事業を活用し、省力化や経営の合理化を進めます。

鳥インフルエンザ、豚熱などといった家畜伝染病が畜産経営の大きな脅威となっていることから、生産者の飼養衛生管理技術や地域全体の防疫体制の強化に努めます。

【現状】

- 輸入飼料の高騰などによる生産コストの増加、畜舎や設備の老朽化、高齢化による廃業などで飼養頭羽数が減少しています。
- 渡り鳥からの鳥インフルエンザの広がり、野生イノシシの生息域拡大に伴う豚熱の発生など家畜伝染病リスクが高まっています。

【課題】

- ◆生活環境に対する関心が高まっており、畜舎と住宅地が近接しているところでは、悪臭・水質汚染対策のため排泄物処理の徹底が求められています。
- ◆死亡獣畜保冷施設の老朽化が進み、施設の建て替えが必要になっています。



資料:農業振興課

【主な取組】

- ・耕畜連携事業などを活用した安定的な粗飼料の確保に向けた取組の推進
- ・国や県の補助事業を活用した施設整備、作業機械等の導入推進
- ・優良家畜導入による生産性の向上支援
- ・子牛生産奨励事業による黒毛和種の子牛生産の推進
- ・家畜伝染病予防対策事業による伝染病予防接種への支援
- ・飼養衛生管理基準に基づく巡回指導の促進
- ・県や関係市町と連携した死亡獣畜保冷施設の維持・改修計画の検討

取組⑤ 特用林産物の振興

環境制御などスマート農業技術の導入を進め、安定的な収量確保と品質の向上、さらには作業の合理化や省力化を目指します。

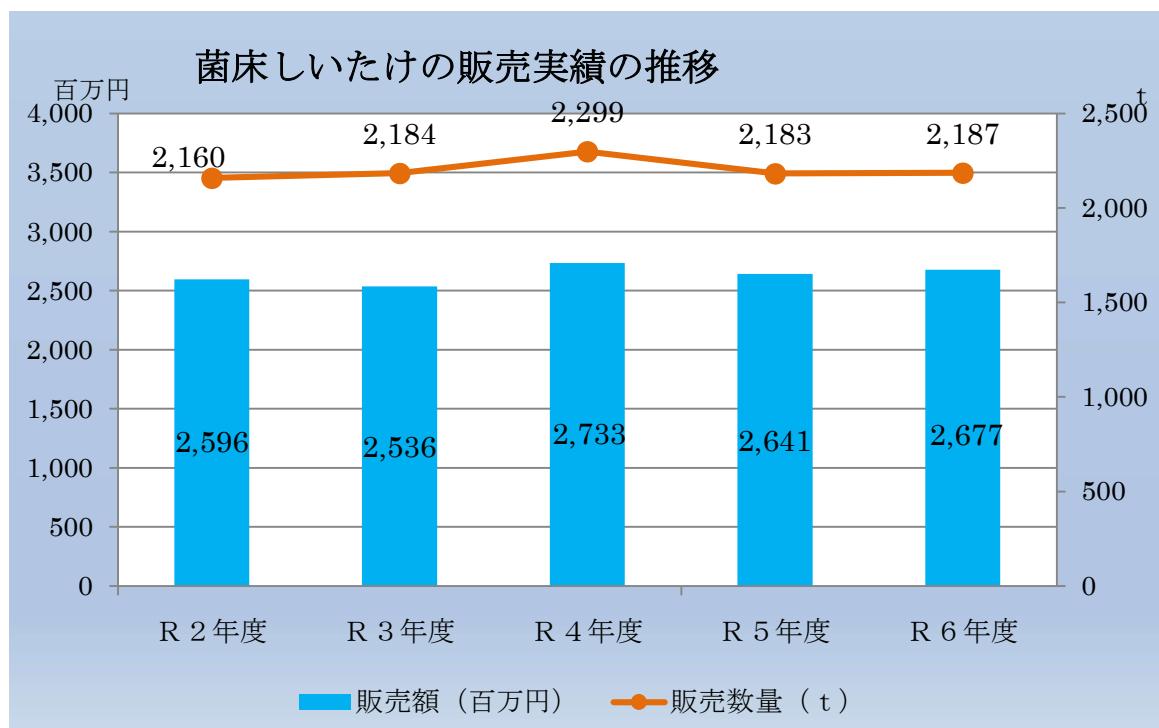
また、施設整備については、各種事業や制度資金や活用するとともに、関係機関と連携し、生産者に対し相談しやすい体制の構築を図ります。

【現状】

○パイプハウスなどの資材費や燃料費の高騰、雇用人員不足などの問題により生産者が減少傾向にあります。

【課題】

- ◆国、県の補助事業を活用して菌床しいたけ栽培を始めた農家の経営状況の把握や、関係機関との連携によるアフターケアも必要になっています。
- ◆菌床しいたけ栽培により発生する廃菌床の処理に苦慮しており、有効な活用方法を検討する必要があります。



資料:JA 秋田ふるさと

【主な取組】

- ・国や県の補助事業を活用した低コスト・高品質な生産体制の整備支援
- ・JAと連携した生産体制の強化及び経営支援
- ・各関係機関と連携した廃菌床の有効利用の検討

2) スマート農業の推進

取組①　ＩＣＴ等を活用したスマート農業の普及拡大

スマート農業の導入により、生産技術の安定化や低コスト・省力化を図り、持続可能な農業の確立を目指します。

併せて関係機関と連携しながら、導入費用に対する支援や活用に関する知識・技術習得のための機会の創出等により、ＩＣＴ等を活用したスマート農業を推進します。

【現状】

○スマート農業に必要な機械やサービスについては導入コストが高額であり、農業者の負担軽減に向けて、補助事業により導入を支援しています。

【課題】

- ◆意欲ある担い手経営体による経営面積の拡大や地域の特性を活かした作物の生産拡大のため、効率的な農業経営を後押しするスマート農業の導入支援が必要です。
- ◆スマート農業機械を有効に活用するため、位置情報の取得に必要な無線基地局等の環境整備が必要です。
- ◆ＩＣＴ等の活用のため、デジタル機材等を使いこなせる人材の育成が必要です。

【主な取組】

- ・補助事業を活用したスマート農業の導入支援及び環境整備の促進
- ・秋田版スマート農業モデル創出事業コンソーシアムへの加入による秋田県立大学との連携強化
- ・ＩｏＴの活用による栽培指導の実証
- ・ＩｏＴ・ＩＣＴ等を活用したスマート農業の普及・啓発

3) 気候変動等に対応した農業の推進

取組① 気候変動に対応した栽培管理等の支援

気候変動に伴う栽培環境の変化に農業者が対応できる栽培管理技術の普及を推進します。

また、大雨や猛暑など異常気象の影響を軽減し、農作物の安定生産、品質保持に有効な資材・設備の導入等を支援します。

【現状】

○高温による農産物の品質低下がみられるほか、集中豪雨などの自然災害が頻発する傾向にあり、栽培管理上のリスクが高まっています。

【課題】

- ◆今後も地球温暖化に伴う気温の上昇が予測されることから、農作物の品質の維持や生産量の安定に向けた対策が必要となっています。
- ◆頻発する集中豪雨に対応するため、ほ場における排水対策の重要性が高まっています。

過去5年間の月別平均気温の推移(5月～8月)

単位:℃

気温	R3年		R4年		R5年		R6年		R7年	
	日平均	最高								
5月	15.7	27.7	16.4	32.0	15.6	31.0	22.2	29.9	15.4	28.7
6月	21.3	34.6	20.1	32.0	21.5	31.7	27.4	34.3	22.1	35.4
7月	25.7	35.5	25.5	34.0	25.5	35.0	29.2	34.2	27.2	38.0
8月	25.1	36.9	24.5	34.4	29.6	39.2	32.5	36.4	26.6	37.4

資料：気象庁 横手観測所

過去5年間の月別降水量の推移(5月～8月)

単位:mm

気温	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
5月	112.0	80.5	139.0	92.0	138.5
6月	76.0	121.5	123.5	115.0	53.0
7月	135.0	187.5	308.0	426.0	35.5
8月	128.0	352.0	93.5	83.0	178.0

資料：気象庁 横手観測所

【主な取組】

- ・高温耐性の高い品種の栽培実証による栽培適性の検証
- ・異常気象対策（排水、高温）に有効な技術等を検証するための実証圃の設置
- ・気候変動に対応した栽培管理指導の推進
- ・気候変動に対応した農業資材・設備の導入に対する支援

取組② 自然災害や病害虫等への対策の強化

異常気象の発生予測や病害虫への防除対策等の情報を積極的に発信し、農作物被害の未然防止に努めます。

また、被害が発生した場合は、関係機関と連携し、迅速な被害状況の把握に努め、早期復旧を支援します。

農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する収入保険や農業共済への加入を促進します。

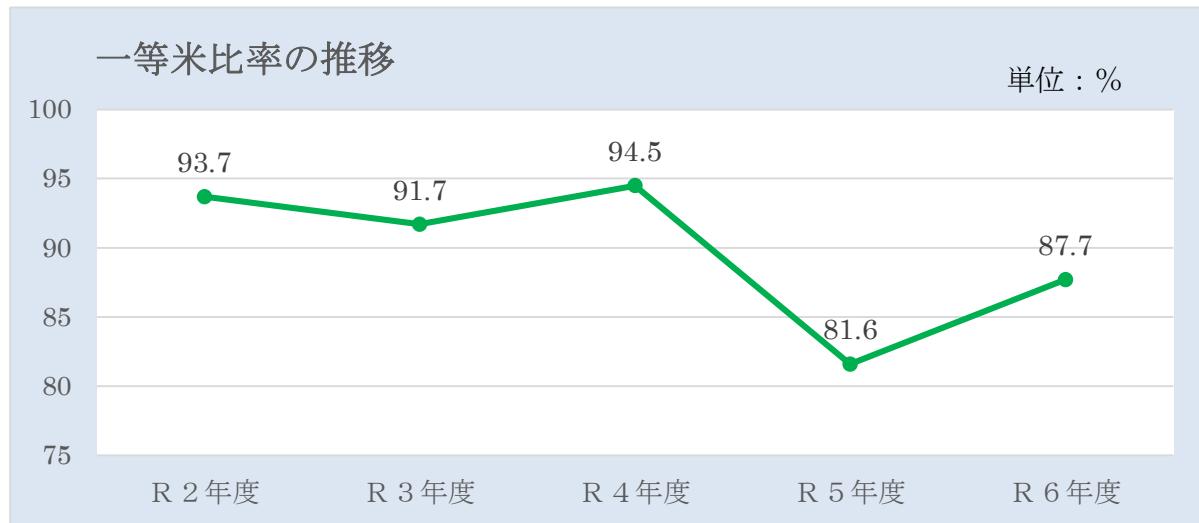
【現状】

○水稻防除については、無人ヘリから農業用ドローンによる個人防除へ防除体系が変わってきており、適期防除の取組は進んでいます。しかし、一斉防除には繋がっておらず、病害虫対策としては不十分な状況です。

○農作物や栽培施設などが被災した場合に、復旧や再生産に向けた経費が農家の大きな負担となっています。

【課題】

- ◆異常気象による農作物被害への影響が懸念される中、被害の未然防止に向けた情報発信体制の整備が必要です。
- ◆組織防除と個人防除が連携・協調した防除の推進が必要です。
- ◆自然災害や病害虫のリスクに備えた農業共済や収入保険の加入促進に加え、被災時の早期復旧に向けた支援も必要です。



【主な取組】

- ・各種媒体を活用した情報発信体制の強化
- ・関係機関と連携した適期防除と農薬飛散防止策の徹底
- ・防除受託組織の育成・支援及び適期防除の推進
- ・農業経営安定化対策資金（マル農）の自然災害枠による融資あっせんの実施
- ・災害時の経済的負担軽減に向けた農業共済や収入保険への加入促進

取組③ 鳥獣による農業被害防止

鳥獣による農業被害の防止策を進めると同時に、出没時には迅速・適切な対応が可能な体制を整備し、追い払いや捕獲に取り組みます。

また、鳥獣被害対策協議会における情報の共有や近隣市町村との広域的な連携を図り、被害の未然防止を目指します。

【現状】

- 横手市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣による農作物への被害防止対策を実施しています。
- 獵友会員の減少、高齢化により、横手市鳥獣被害対策実施隊の隊員不足が懸念されます。

【課題】

- ◆ツキノワグマをはじめ鳥獣による被害が増加しており、被害の軽減と拡大防止を図る必要があります。



資料:有害鳥獣被害状況報告(農林整備課)

【主な取組】

- ・有害鳥獣の追い払いや効果的な捕獲の実施
- ・鳥獣被害対策実施隊の隊員確保及び活動体制の整備
- ・電気柵（侵入防止柵）の設置に対する支援

5. 施策の成果指標

「生産性と収益性の高い農業の推進」については、「施策の展開」に対応した各取組を推進するとともに、主要な成果指標を次のとおり設定し、振興方針の目標達成の目安とします。

○農業産出額(推計)

指標項目	現状値	目標値
	令和5年(直近値)	令和17年
米産出額	1,302千万円	2,000千万円
野菜産出額	456千万円	450千万円
果実産出額	417千万円	405千万円
畜産産出額	634千万円	600千万円
菌茸販売額	267千万円	255千万円

- 注) 1.米産出額から畜産産出額までは、農林水産省統計の農業産出額、菌茸販売額はJA秋田ふるさとの販売額
2.米産出額の目標値については、再生産可能価格とされる1俵22,000円を参考に生産面積を乗じて算出(参考 9,900ha×9.5俵/10a×22,000円/俵=2,069千万円)
3.米以外の産出額や販売額については、今後、見込まれる生産者や生産面積の減少に対し、市が関係機関と連携して進めている単収の増加や高品質化、JA秋田ふるさと地域農業振興計画も参考に現状値と同水準とする目標値を設定

○1等米比率

指標項目	現状値	目標値
	令和6年	令和17年
1等米比率	87.7%	95.0%

6. 関連する各種計画等

- ・横手市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン
- ・横手市果樹産地構造改革計画
- ・酪農・肉用牛生産近代化計画
- ・JA秋田ふるさと地域農業振興計画
- ・横手市鳥獣被害防止計画
- ・よこて農業創生大学事業アクションプラン
- ・秋田県スマート農業導入指針
- ・横手市総合雪対策基本計画に係るアクションプログラム

第3節 地域資源を生かした魅力ある農業の推進

1. 目指す方向

- ・地域資源を有効活用した6次産業化の取組を支援します。
- ・社会情勢や市場の動向を注視し、国内における横手市産農産物の販路拡大を支援するとともに、海外マーケットの開拓に対する取組も支援します。
- ・農業の魅力発信や農業体験等を通じて、交流人口の拡大を図り、農業・農村への関心や関わりを深めます。
- ・地産地消や食育の普及により、伝統的な食文化の継承と横手市産農産物の利用拡大を推進します。
- ・環境負荷を低減する取組を推進し、環境と調和のとれた持続可能な農業を目指します。

2. 施策の区分

- 1) 6次産業化の取組支援
- 2) 産地の魅力発信
- 3) 農村の活性化
- 4) 食育・地産地消の推進と食文化の継承
- 5) 環境に配慮した農業の推進

3. 施策の背景

市とJAの連携によるプロモーション活動や情報発信により、横手市産農畜産物の知名度向上につながっています。また、農業に由来する伝統的食文化のPR活動や横手市産農畜産物の地産地消の取組も進められています。

今後も農業者の所得向上に向けて、6次産業化や産地の魅力発信、販路拡大を推進するとともに、食文化の継承や地域内での利用拡大など、複合産地の強みを生かした取組を更に進めていく必要があります。

4. 施策の展開

1) 6次産業化の取組支援

取組① 6次産業化の取組支援と農商工連携の推進

6次産業化支援施設や共同加工施設などを有効に活用しながら、6次産業化に取り組む事業主体の増加を図るとともに、地域の農産物を活用した商品開発や高付加価値化の取組を支援することで、農業者の所得向上と地域活性化を目指します。

また、市では、農業者だけでなく横手市産農畜産物を活用した2次・3次産業の各事業者の取組も6次産業化として推進します。

【現状】

○ 6次産業化に取り組む農業者等に対して、各種補助事業を活用して施設整備や機械導入等を支援しています。

【課題】

- ◆ 6次産業化支援施設の活用や食品加工に関する研修会の開催などより、6次産業化に取り組む農業者は徐々に増えていますが、更なる人材の掘り起しが必要です。
- ◆ 6次産業化支援施設の利用は、冬場の農閑期が圧倒的に多く、年間を通じた利用率の向上が課題となっています。
- ◆ 加工から販売までを農業者だけで担うことには課題が多く、2次・3次産業の事業者との連携を推進する必要があります。

6次産業化支援施設の年間利用回数の推移



資料:食農推進課

【主な取組】

- ・食品加工に関する研修会など、知識や技術の習得機会の提供
- ・加工品開発に関する個別相談など、段階に応じたサポートの実施
- ・6次産業化支援施設の活用による商品の開発やブラッシュアップの支援
- ・6次産業化に取り組む農業者等の施設整備や商品開発、販路開拓への支援
- ・商品開発等における農業関係者と流通・加工・販売事業者との連携推進とマッチング機会の創出

2) 産地の魅力発信

取組① 市場競争力の強化

J Aと連携した横手市産農産物のプロモーション活動の展開により、首都圏などの市場関係者等との取引強化や農産物の販売拡大・定着を図ります。

【現状】

○市とJ Aが連携し、首都圏や関西圏において横手市産農産物のプロモーション活動を実施しています。

【課題】

- ◆様々な品目が生産されている中で、品質面で市場から高い評価を得ている品目も少なからずありますが、全体的にブランド力の向上が課題となっています。
- ◆安定的な出荷や有利販売、また認知度向上に結び付けるためにも、引き続きプロモーション活動を展開していく必要があります。

【主な取組】

- ・市とJ Aが連携した市場関係者等へのトップセールスの継続
- ・需要期に合わせた生産体制の整備支援と他産地との差別化による販売の促進

取組② 農産物等の魅力発信と販路拡大の推進

優れた農産物や発酵食品等の魅力を生かし、付加価値の向上や他産地との差別化による、販路拡大や商品化の推進を図ります。

【現状】

- 首都圏等の小売店舗において、継続的に販売促進活動を実施しており、産地の認知度向上につなげています。
- 農産物の販路拡大を図るため、首都圏の小売店・外食企業等を招き、市内生産者・事業者とのマッチング商談や現地視察などを実施しています。

【課題】

- ◆国内外の取引先及び提案する商品や物産展等で扱う商品が固定化しつつあるため、新規販路の開拓と新たな商品の掘り起しが必要です。
- ◆販路拡大に有望性を見出し、積極的にチャレンジする生産者・事業者を増やす取組が必要です。
- ◆消費者や小売業者などのニーズは多様化しており、それらのニーズに対応するため「プロダクトアウト」から「マーケットイン」への転換が必要です。

【主な取組】

- ・関係機関と連携した情報収集と新規販路の開拓
- ・市内事業者への積極的な訪問とサポートの実施
- ・市内事業者と連携した魅力ある物産展の実施
- ・海外販路アドバイザーや海外の現地関係者との連携強化
- ・よこて fun 通信やふるさと納税を活用した農産物の魅力発信
- ・JAと連携した首都圏等に向けた横手市産農産物の販売促進

3) 農村の活性化

取組① 農業・農村の魅力発信と交流の推進

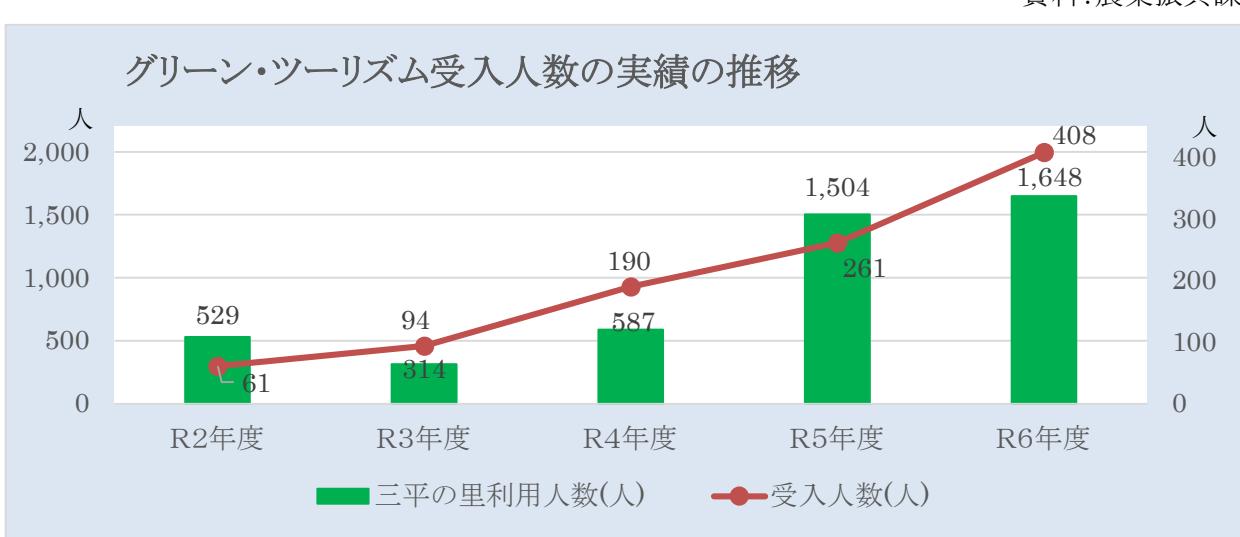
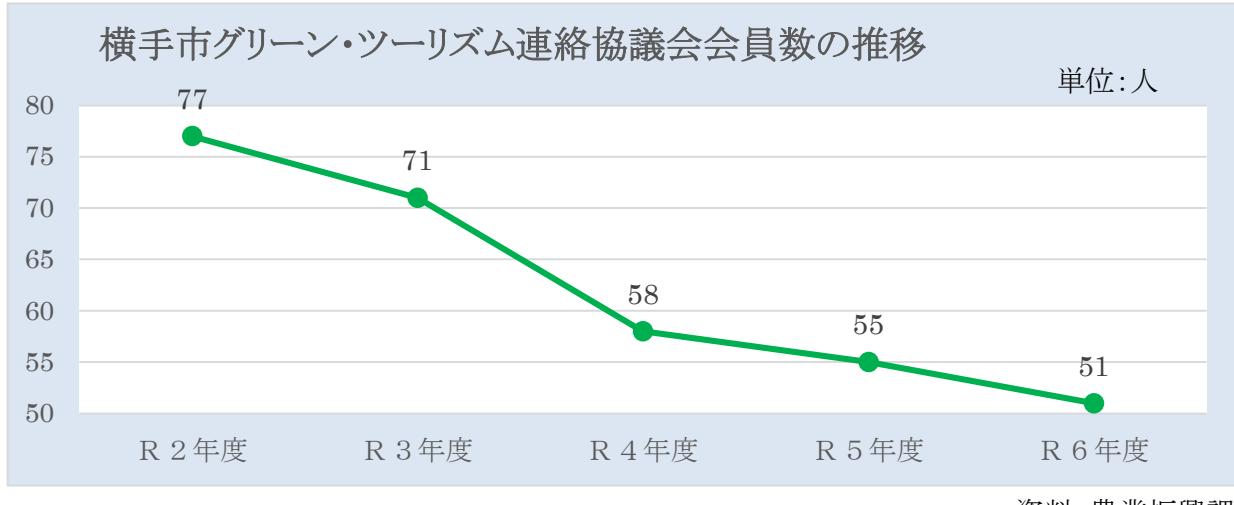
豊かな自然環境や景観、地域で育んだ歴史や文化など農村の魅力を効果的に発信するとともに、農業体験プログラムを通じて交流人口の増加を目指します。

【現状】

- 「横手市グリーン・ツーリズム連絡協議会」を中心に農作業体験等の受け入れを実施していますが、高齢化や後継者不足により会員数が減少しています。
- 市やJAでは、首都圏の消費生活協同組合と産直交流事業を実施しており、各地域においても特色ある交流事業を継続しています。

【課題】

- ◆農作業体験等の受け入れ体制を強化するため、新たな人材の確保に努めるとともに、市内体験施設や観光分野との連携も必要です。
- ◆交流人口の増加に向け、各種交流事業やイベントでの情報発信の強化と交流促進が必要です。



注)R2、R3年度については、コロナ感染症拡大のため申込が減少

資料:三平の里学習館(三平の里利用人数)、農業振興課(受入人数)

【主な取組】

- ・農業体験等の受け入れ体制の強化
- ・教育旅行の受け入れ推進
- ・「釣りキチ三平の里体験学習館」等との連携・協力
- ・「パルシステム秋田南部圏食と農推進協議会」における活動と交流の推進
- ・県外から横手市を訪れる方々へのPRの強化
- ・首都圏等で行われる交流イベントでの情報発信と交流の推進

4) 食育・地産地消の推進と食文化の継承

取組① 食育と地産地消の推進

食を支える農業への関心を高め、食と農に対する理解の向上を図るため、生産者と市内消費者を結び付ける地産地消を推進します。

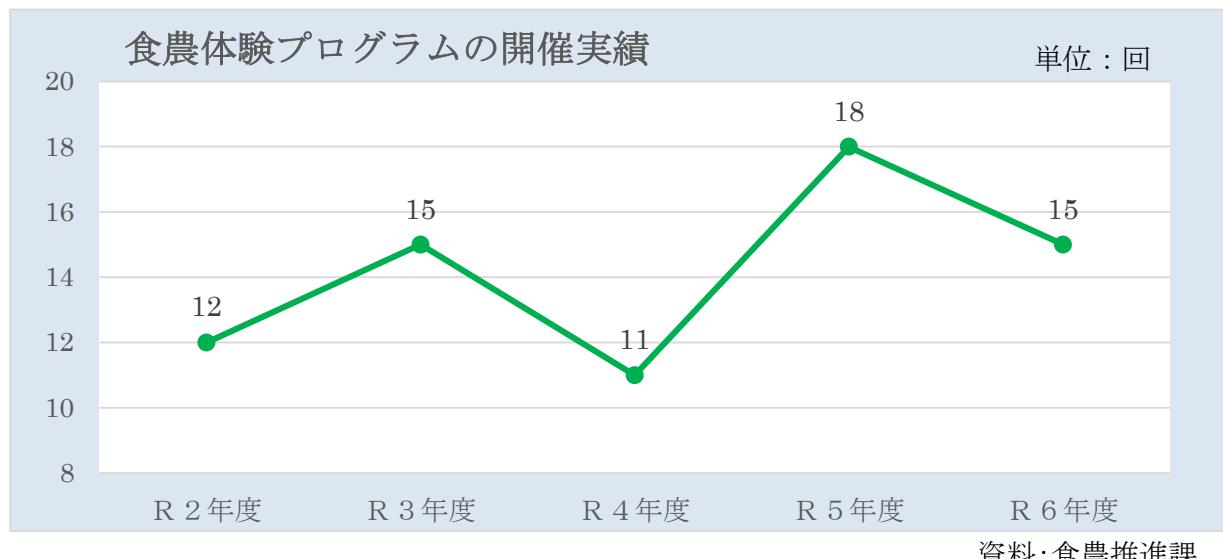
また、学校給食において、横手市産農産物を積極的に活用していくとともに、教育機関などの協力を得ながら、農業体験を通じて子供たちが食育を学ぶ環境づくりを推進します。

【現状】

- 地産地消の推進に向け、市報やコミュニティFMなどを活用した情報発信を行っています。
- 学校農園・市園芸振興拠点センターなどにおいて、未就学児の収穫体験や小学生の農業体験を実施しています。

【課題】

- ◆食農体験の取組は、農業への理解を深めるとともに、食や健康に対する関心を高めるものであり、継続的に取り組む必要があります。
- ◆地産地消や食育の推進に向けて、横手市学校給食野菜出荷農家会など市内生産者と連携し、学校給食等での横手市産農産物の消費拡大を図ることが必要です。
- ◆食育については、横手市食育推進協議会において取り組んでいますが、関係機関や団体がより一体となって連携した取組が必要です。



【主な取組】

- ・各種広報ツールを活用した横手市産農産物のPR活動の推進
- ・学校給食等における横手市産農産物の消費拡大
- ・市園芸振興拠点センターを活用した農業体験活動の推進
- ・横手市食育推進協議会を核とした全市的な食育活動の推進

取組② 直売所や朝市の活用と支援

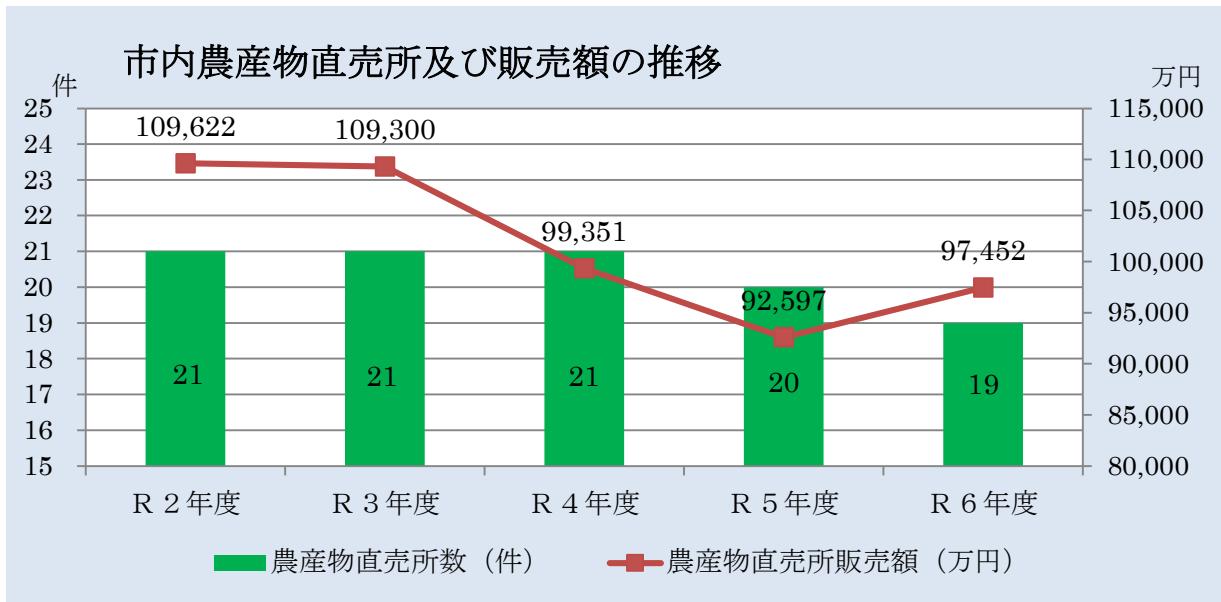
新鮮で安全・安心な農産物に关心をもってもらうため、地元農産物や取扱店舗のPR強化を図り、生産者と消費者が直接触れ合える直売所や朝市の活性化を推進します。

【現状】

○直売所は道の駅やスーパーマーケット内などにも設けられており、新鮮で安全安心な農産物を提供しています。また、朝市は市内4地域で定期的に開催されています。

【課題】

- ◆直売所や朝市に登録している農家の高齢化が進んでおり、存続が危ぶまれる状況にあるため、活動の継続と活性化に対する取組が必要です。
- ◆新たな利用者を増やすために、市民への効果的な情報発信が求められています。



【主な取組】

- ・直売所などを核とした地域の独自性を生かした活動の支援
- ・6次産業化講習会等の実施による特色ある商品開発への支援
- ・直売情報の効果的な発信

取組③ 食文化の継承と農山村地域の活性化

郷土料理や地域に根ざした伝統的な食文化は、その土地の産物を使って独自の料理法で作られ、受け継がれてきたものであり、市では関係機関と協力しながら後世に引き継げるよう取組を進めます。

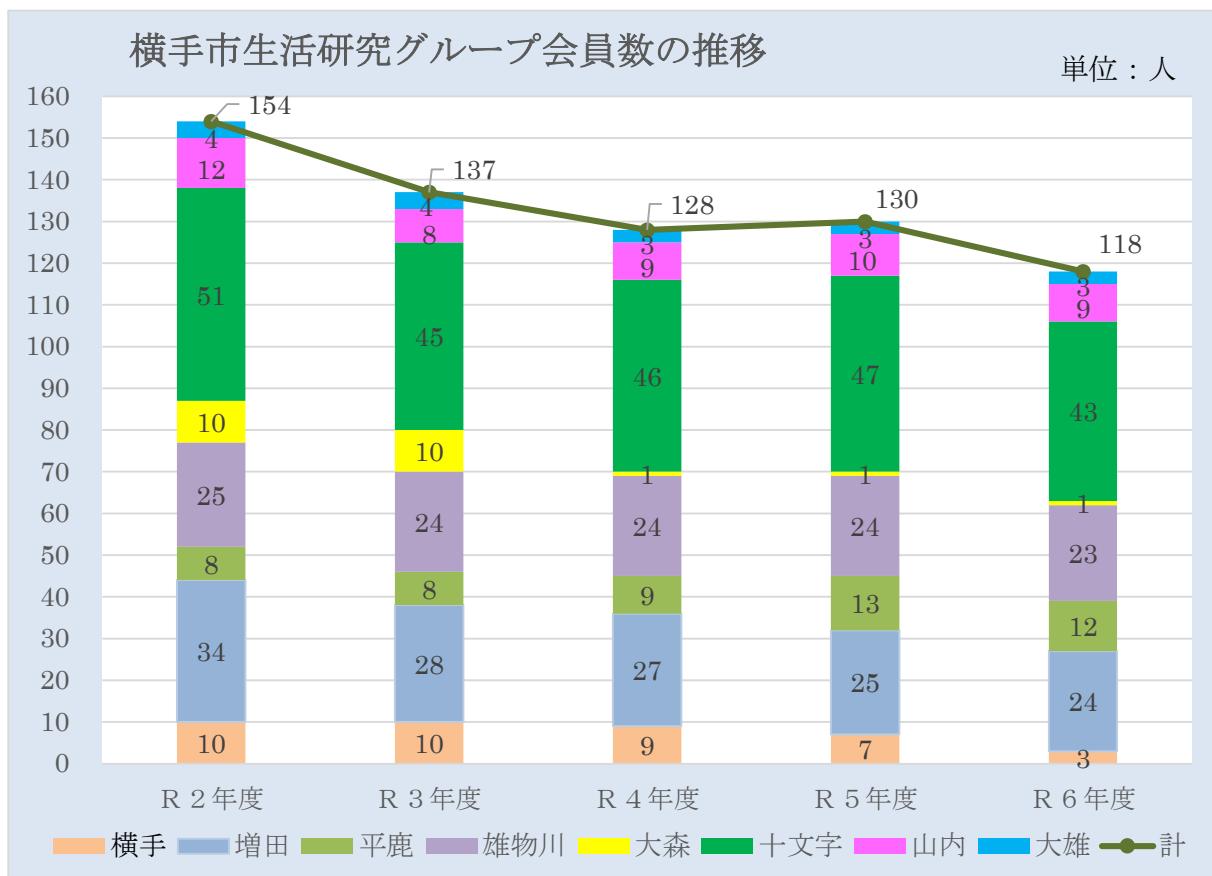
また、農村の生活向上や次世代への伝統文化継承のための活動を支援します。

【現状】

- 高齢化や過疎化の進行、核家族化などにより、地域の郷土料理や伝統的な食文化を次の世代へ継承することが難しい状況にあります。
- 「横手市生活研究グループ協議会」を中心に地域の食文化の継承に向けた活動を実施していますが、会員数が減少しています。

【課題】

- ◆郷土料理や伝統的な食文化に触れる機会を創出するとともに、広く情報発信することも必要です。
- ◆伝統的な食文化の継承に向けて、若い世代との交流促進が必要です。



資料:農業振興課

【主な取組】

- ・関係機関との連携による地域特有の伝統的な食文化の保存・継承の推進
- ・横手市生活研究グループ協議会の活動支援
- ・郷土料理や伝統的な食文化に係る情報発信の強化
- ・地域活動等を活用した若年層との交流促進

取組④ 発酵文化のまちづくりの推進

市民生活に根付いた伝統的な食文化である発酵食を将来につなぎ、「発酵のまち」としての認知度を高めるため、関係団体と連携・協力しながら、普及啓発や情報発信等を継続的に進めます。

【現状】

- 市民の発酵食品、発酵文化に対する関心の向上を目的として、発酵を学ぶ・発酵に触れる機会を提供しています。
- 発酵文化を継承していく事業を行っている「よこて発酵文化研究所」の活動を支援し、普及啓発の取組を進めています。

【課題】

- ◆県内外の発酵のまちづくりに取り組む自治体や団体とのネットワークが構築されていますが、普及啓発のため更なる連携が必要です。
- ◆人口減少や高齢化が進む中で、受け継がれてきた発酵食文化をいかにして次の世代につなげていくかが課題となっています。

【主な取組】

- ・発酵をテーマとした市民フォーラムの開催
- ・子どもたちが幼少期から発酵食文化に触れ親しむ機会の創出
- ・各種広報ツールを活用した発酵の魅力発信
- ・よこて発酵文化研究所の活動支援
- ・関係団体と連携した対外的なプロモーション活動の展開

5) 環境に配慮した農業の推進

取組① 環境保全型農業の推進

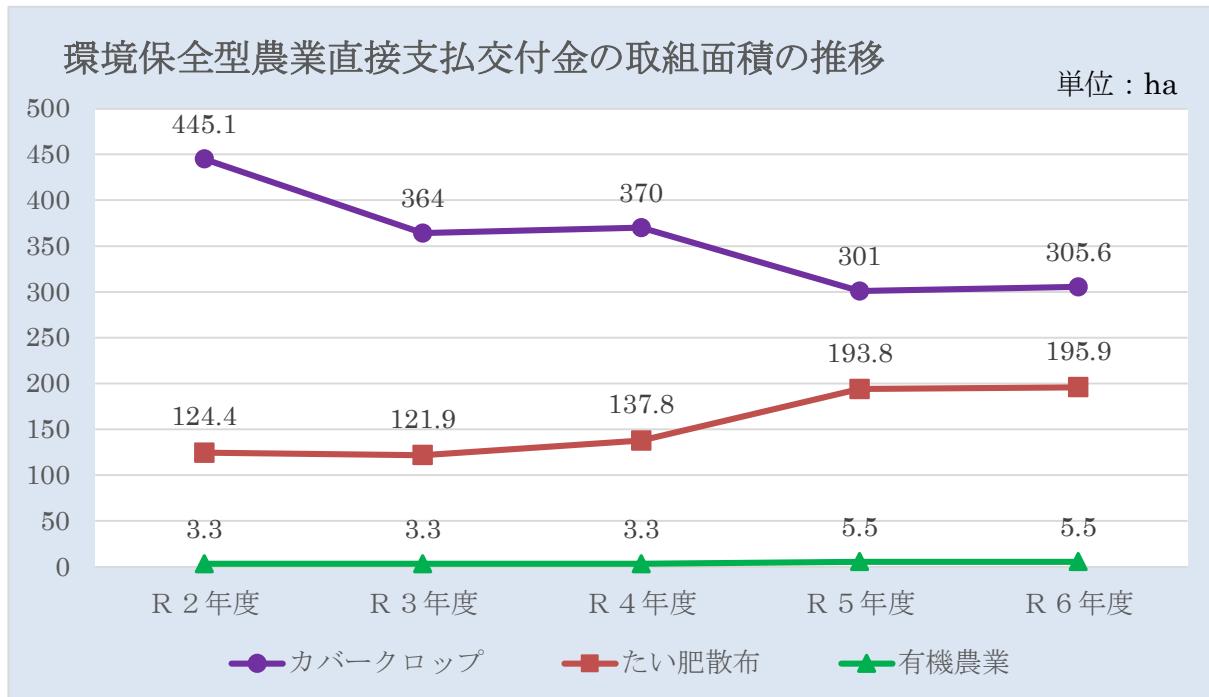
国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、地域農業を持続的に発展させていくため、生産活動に伴う環境負荷を可能な限り低減させ環境との調和を図るとともに、安全で良質な農産物の生産を推進します。

【現状】

○環境問題への意識の高まりに伴い、環境保全型農業への関心は高まっていますが、農業従事者の高齢化や人手不足の影響もあり、限定的な取組となっています。

【課題】

- ◆環境保全型農業の取組は、慣行栽培と比較して生産コストの増加や労力の増大といった生産・経営上の課題に加え、病害虫対策など技術的な課題もあります。
- ◆環境保全型農業の推進に向けては、作業の省力化や栽培技術の確立に加え、生産者の意識向上を促す取組が必要です。



資料:農業振興課

【主な取組】

- ・環境保全型農業直接支払交付金を活用した環境負荷低減の取組の推進
- ・地球温暖化防止や環境負荷を低減する農業生産活動の促進

取組② 持続可能な循環型農業の推進

地域資源の有効活用を推進し、環境への負荷低減を図りながら、持続性の高い農業生産方式の導入を促進します。

【現状】

○畜ふん等地域の有機資源を活用した堆肥については、化学肥料価格の高騰に伴い需要が高まっています。

【課題】

- ◆環境負荷の低減に向けて、畜ふん堆肥等の有機資源を循環活用する取組の継続が必要です。
- ◆農業の生産活動により発生するもみ殻や廃菌床などの副産物の利活用が課題となっています。
- ◆地域の広い範囲で資源を循環させ、将来にわたって持続可能な農業生産を目指す取組の推進が必要です。

【主な取組】

- ・地域資源循環施設を活用した耕畜連携事業の推進
- ・農業副産物の利活用に向けた取組の推進

5. 施策の成果指標

「地域資源を生かした魅力ある農業の推進」については、「施策の展開」に対応した各取組を推進するとともに、主要な成果指標を次のとおり設定し、振興方針の目標達成の目安とします。

○6次産業化の取組

成果指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和17年度
6次産業化支援施設の利用実数(累計) (個人及び団体数)	71件	120件

○地産地消の取組

成果指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和17年度
学校給食での横手産農産物(米・野菜・果実)の使用率	58. 4%	60. 0%

○環境保全型農業直接支払交付金の実施面積

指標項目	現状値	目標値
	令和6年度	令和17年度
カバークロップ作付	305. 6ha	369. 7ha
堆肥散布	195. 9ha	236. 9ha
有機農業取組	5. 5ha	6. 6ha

6. 関連する各種計画等

- ・よこて農業創生大学事業アクションプラン
- ・JA秋田ふるさと地域農業振興計画
- ・横手市食育推進計画
- ・横手市教育ビジョン
- ・横手市観光振興計画

第4節 生産基盤の整備と農村環境の保全

1. 目指す方向

- ・農地の大区画化や水利施設の整備を促進し、生産基盤の強化を図ります。
- ・農業の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、生産基盤の維持管理と地域の共同活動に対する支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。
- ・中山間地域の農地の維持・保全に努め、農業生産活動の継続と耕作放棄地の拡大防止を図ります。
- ・森林の有する多面的機能を発揮させるため、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用を推進します。

2. 施策の区分

- 1) 農業生産基盤の整備・保全
- 2) 農村環境の維持・保全
- 3) 森林資源の循環利用の推進

3. 施策の背景

小規模なほ場や農地の分散などにより作業効率が上がらない状況があります。また、耕作条件が不利な中山間地域では特に担い手の確保が難しく、耕作放棄地が増加しています。更には少子高齢化と人口減少により地域活力の低下も進んでいます。このため、生産性を向上させるための基盤整備を推進していくとともに、農林業の有する多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）を維持するため、地域ぐるみで農山村環境の保全に取り組むことが必要となっています。

さらに、森林への関心が薄れていることや、木材価格の低迷と木材需要が縮小傾向にあることに加え、所有者不明の山林や林業経営の後継者不足により、森林整備に支障をきたしています。適正な森林管理を実施するため「伐って・使って・植えて・育てる」といった森林資源の循環利用の推進が求められています。

4. 施策の展開

1) 農業生産基盤の整備・保全

取組① 農業農村整備事業の推進

県や土地改良区と連携し、農業農村整備事業（ほ場や農道、水路、ため池等の整備）の推進を図るとともに、近年、激甚化する豪雨災害や地震に備え、農地・農業用施設に対するハード・ソフトの一体的な防災・減災対策を強化していきます。

【現状】

- 基盤整備が進んでいないほ場では、効率的かつ安定的な農業経営をすることが困難であり、将来的な農地の維持にも支障となることが懸念されています。
- 近年、集中豪雨や豪雪などの異常気象が頻発し、農業生産施設や農地が被災しています。
- 農業従事者の高齢化や担い手不足により、管理者（受益者）不在の農業用ため池の発生が懸念されています。

【課題】

- ◆食料供給能力の向上、農業生産性の向上を図るため、その土台となる生産基盤の整備が必要です。
- ◆農地中間管理機構と連携した生産基盤の整備により、担い手への農地集積と面的集約を推進する必要があります。
- ◆農業用施設の改修等により、維持管理作業の軽減及び湛水被害の防止を図る必要があります。
- ◆受益農地の無い農業用ため池は、下流への影響を十分に調査した上で、廃止手続きを進める必要があります。

県営ほ場整備事業実施地区

事業名	地区名	受益面積	事業期間
農地集積加速化基盤整備事業	浅舞北部地区	266.0ha	R1年度～R9年度
農地中間管理機構関連ほ場整備事業	平鹿蟹沢地区	38.0ha	R4年度～R9年度
	朴田荒処地区	41.0ha	R4年度～R9年度
	下吉田地区	49.0ha	R5年度～R10年度
	みたけ地区	6.0ha	R6年度～R11年度
	中吉田地区	114.0ha	R8年度～R15年度

資料：「あきたの農業農村整備2025」より抜粋

県営水利施設整備

事業名	地区名	受益面積	事業期間
基幹水利施設ストックマネジメント事業	八柏堰	111.0ha	R6年度～R11年度
	大森	247.0ha	R7年度～R10年度
小水力発電施設整備	雄物川筋十文字	—	R6年度～R10年度
かんがい排水事業	蛭野・角間川堰	1,143.0ha	H30年度～R10年度
	横手西部	731.0ha	R3年度～R10年度
	沼館	848.0ha	R6年度～R18年度

資料:「あきたの農業農村整備2025」より抜粋

防災・減災事業

事業名	地区名	受益面積	事業期間
ため池整備事業・湛水防除工事	葛ヶ沢(ため池)	548.0ha	R10年度～R15年度

資料:「あきたの農業農村整備2025」より抜粋

国営かんがい排水事業(令和6年度まで)

地区名	水路名等	令和6年度までの整備済延長・箇所	進捗率
横手西部地区	吉田幹線排水路	8.2km	84.5%
	石持川幹線排水路	3.0km	43.4%
	五郎兵衛排水路	2.7km	64.2%
	皆瀬瀬1号幹線用水路	1.8km	54.5%
	皆瀬3号幹線排水路	3.1km	81.5%
旭川地区	あいののダム	1箇所	70.0%
	新一の堰頭首工	1箇所	0.0%
	新上堰頭首工	1箇所	72.0%
	大戸川頭首工	1箇所	81.0%
	旭川左岸幹線用水路	9.8km	88.8%
	三の堰用水路	2.8km	67.9%

資料:「第20回平鹿平野地域土地改良事業連絡調整会資料」より抜粋

【主な取組】

- ・農地中間管理機構関連ほ場整備事業の推進
- ・農業水利施設等の計画的な長寿命化の推進
- ・農業用施設等の防災・減災対策の強化
- ・農業用ため池台帳の更新（管理者の特定及び利用実態の有無等）
- ・未利用ため池の廃止に向けた協議

2) 農村環境の維持・保全

取組① 多面的機能支払交付金を活用した取組による農地の保全

農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・水路・農道等の地域資源の保全活動や景観形成活動など、多面的機能を支える共同活動への支援を推進し、地域共同活動の活性化を図ります。

また、活動組織による施設の長寿命化のための活動を支援し、老朽化した農道・農業用用排水路等の農業用施設について、補修・更新を推進します。

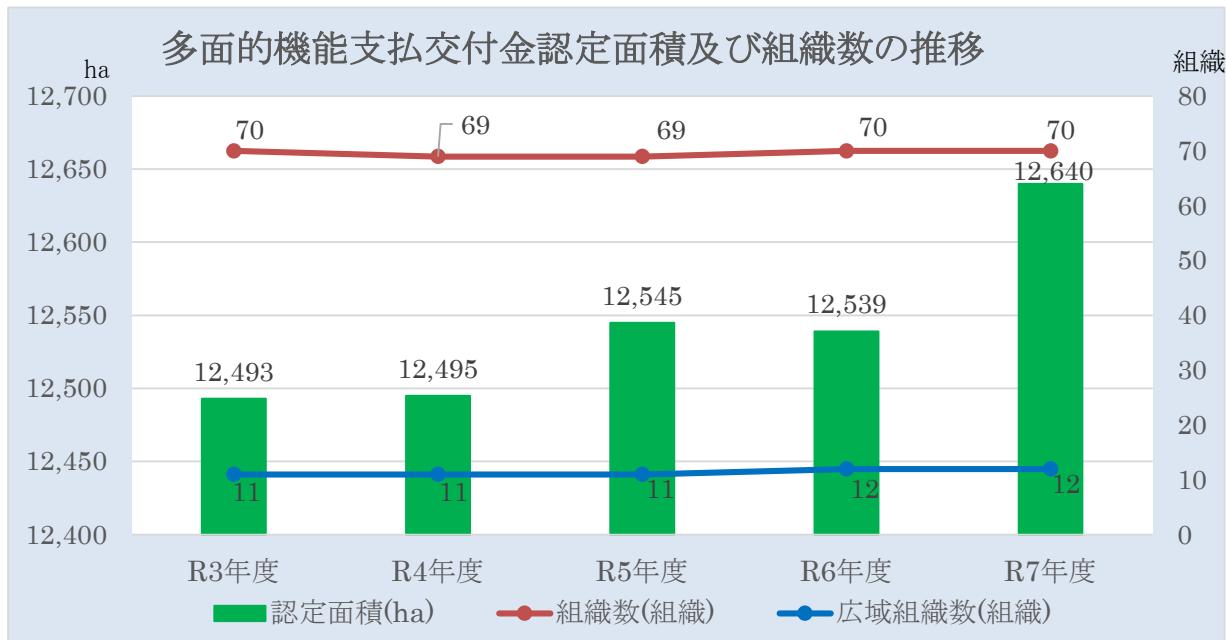
【現状】

○令和7年度は70の組織が当市の耕地面積の約70%で多面的機能支払交付金を活用して組織活動を行っています。認定面積については、大きな増減もなく維持されています。

○高齢化等による農業者の不足により、共同作業による水路や農道の維持管理に支障をきたしている状況です。

【課題】

- ◆適切な地域資源の保全管理による活動面積の維持、また、地域団体等の非農家参加による組織強化を図る必要があります。
- ◆令和7年度から新たに措置された環境負荷低減の取組への支援「通称：みどり加算（長期中干し等）」を活用した取組の促進も必要です。



資料:農林整備課

【主な取組】

- ・多面的機能支払交付金を活用した共同活動への支援
- ・既存組織の合併等による広域化の推進
- ・非農家を巻き込んだ共同活動の推進
- ・みどり加算（長期中干し等）など新たな加算活動の取組の推進

取組② 中山間地域の維持・保全

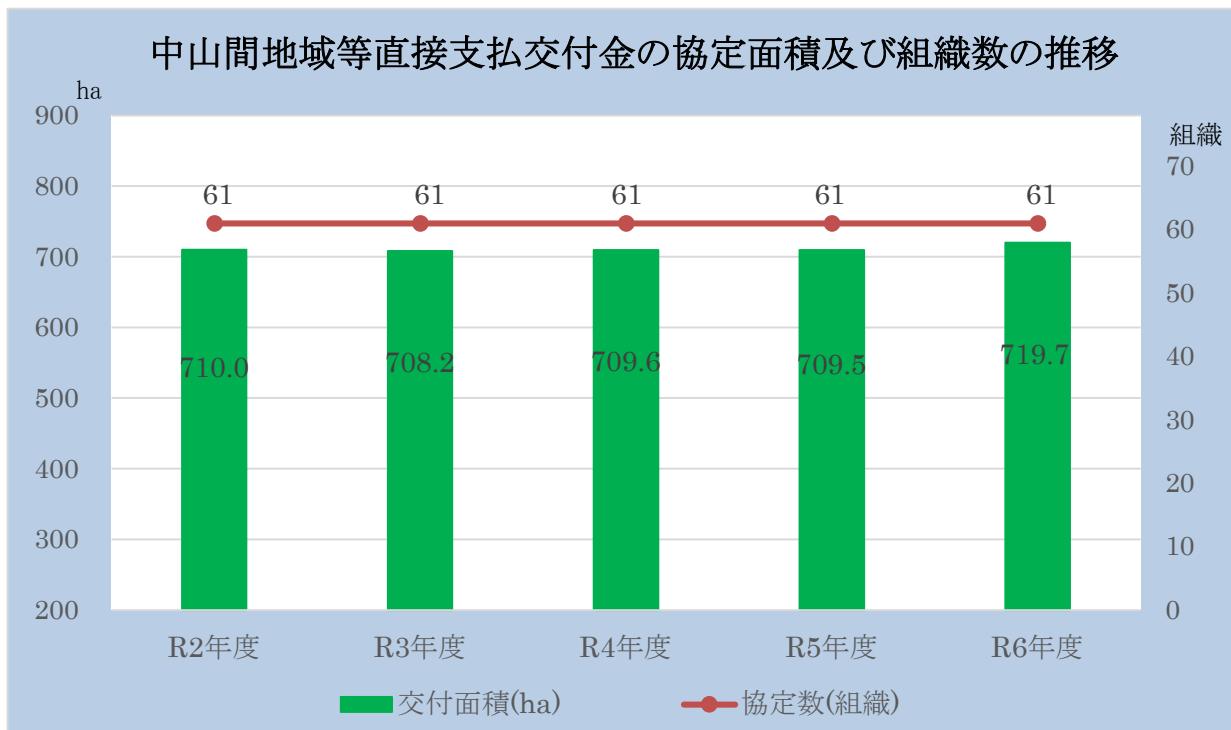
農業生産条件の不利な中山間地域において、地域による継続的な農業生産活動を支援するとともに、農道や水路など農業施設の維持管理の取組や農地の利用集積を支援することにより、農地の荒廃化を抑止し、多面的機能の維持を図ります。

【現状】

- 中山間地域は農作物の供給に加え、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、自然環境の保全、良好な景観の形成など様々な役割や機能を担っています。
- 不整形や小区画など条件不利農地が多い中山間地域では、農地集積による規模拡大やコストの削減、作業の効率化が困難な状況にあります。
- 中山間地域では農業従事者の高齢化や担い手不足が顕著で、農道や水路の維持管理が困難になりつつあるほか、耕作放棄地や鳥獣被害が拡大しています。

【課題】

- ◆農村環境と多面的機能の維持に向けて、地域ぐるみで農地の保全や環境整備に取り組んでいく必要があります。
- ◆農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を支援する取組が必要です。



資料:農業振興課

【主な取組】

- ・中山間地域等直接支払交付金を活用した農業生産活動等への支援
- ・市単独事業の活用による営農継続支援及び農業用施設の改修・整備
- ・中山間地域の特性を生かした生産振興の検討

取組③ 農地の保全と耕作放棄地の拡大防止

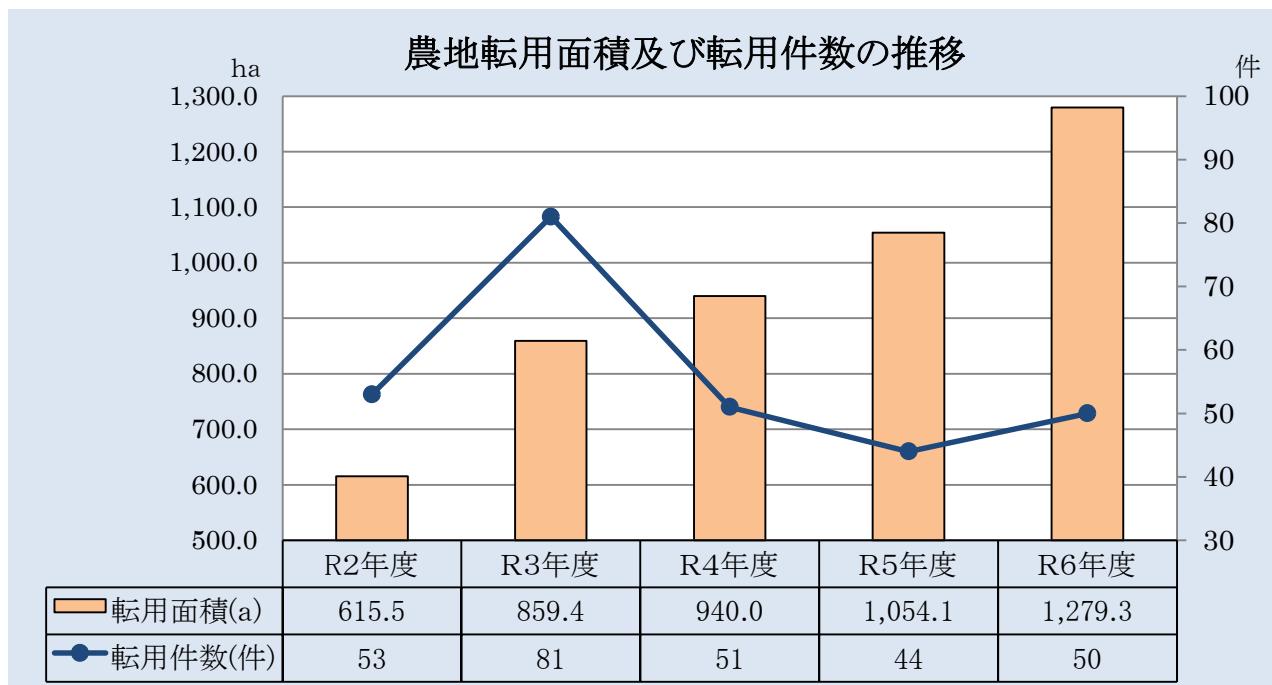
良好な営農環境の維持に向け、優良農地の確保及び農地の適切な保全管理を図ります。また、担い手への農地集積を進め耕作放棄地の拡大防止、解消に努めます。

【現状】

- 農業就業人口の減少が進む中、特に耕作条件不利農地とされる中山間地域では、高齢化や農業後継者の減少に伴い、耕作放棄地が拡大しています。
- 農地の転用面積はここ数年増加傾向にあり、市街地を中心に宅地等の需要が増加しています。

【課題】

- ◆耕作放棄地の発生を防止するとともに、農地の適切な保全管理が求められています。
- ◆農地を農地として引き継ぐため、農業者の意向を的確に把握し、地域計画に反映する必要があります。
- ◆農地を転用する際は、営農環境に支障が少ない農地に誘導するとともに、農業委員会総会において許可要件など慎重な審議が必要です。



資料:農業委員会事務局

【主な取組】

- ・農地転用の確実性や周辺農地への配慮等に関する現地調査の徹底
- ・耕作放棄地の発生防止、解消に向けた農地パトロールによる適切な指導の実施
- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の連携による農地の利用増進に向けた斡旋と効率・効果的な農地の利用調整活動の実施
- ・守るべき農地の明確化と不在村農地所有・所有者不明の遊休農地等の対策強化
- ・デジタル技術を活用した農地のマッチングや貸出、譲渡意向等の把握
- ・地域での話し合いに基づいた地域計画の見直しと農地の利用状況の把握

3) 森林資源の循環利用の推進

取組① 森林経営管理制度に係る取組の推進と森林環境譲与税の有効活用

森林経営管理制度に基づく森林整備を適切に行い、森林の多面的機能を持続的に発揮しつつ、資源の循環利用を進めます。

また、森林環境譲与税を活用し、木材利用、木育、林業人材育成など、普及啓発活動を推進し、林業の安定的な発展を目指します。

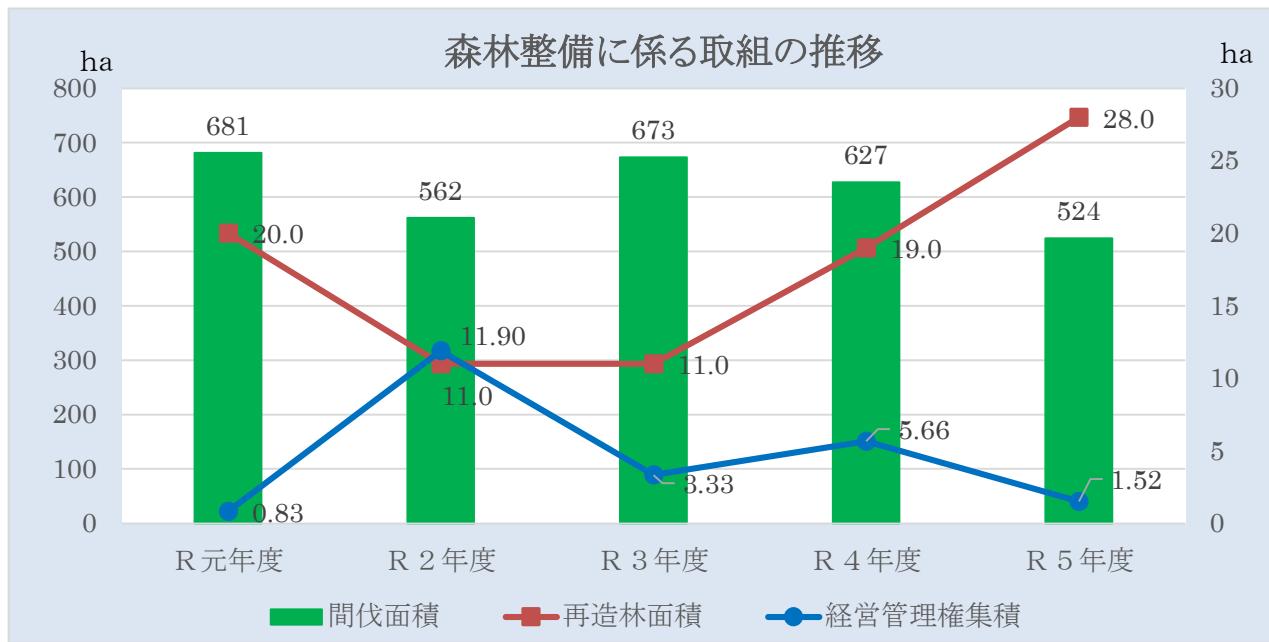
【現状】

○森林への関心が薄れていることや、木材価格の低迷と木材需要が縮小傾向にあることに加え、市内に居住していない森林所有者が増加しており、森林整備に支障をきたしています。

○林業は、山中での作業が多く身体的な負担も大きいことから、就業者の定着率が低い傾向にあり、林業従事者の高齢化や減少につながっています。

【課題】

- ◆森林の境界を明確化し、森林整備を適切に行うことによって、健全な森林を造成するとともに、間伐材を含む木材の利用促進を図り、資源の循環利用を進めていく必要があります。
- ◆作業の効率化と安全性の向上を図るため、高性能林業機械の導入を推進していく必要があります。
- ◆森林の施業を推進するため、林業人材を確保・育成する必要があります。



資料:再造林面積及び間伐面積は秋田県林業統計

經營管理権集積計画作成面積は横手市農林整備課

【主な取組】

- ・再造林や保育の支援による民有林の整備・育成の推進
- ・森林経営管理制度による森林整備の推進
- ・林業体験や木育事業の推進
- ・林業人材の育成や木材利用の促進

取組② 横手 J-クレジットを活用した地球温暖化対策の推進

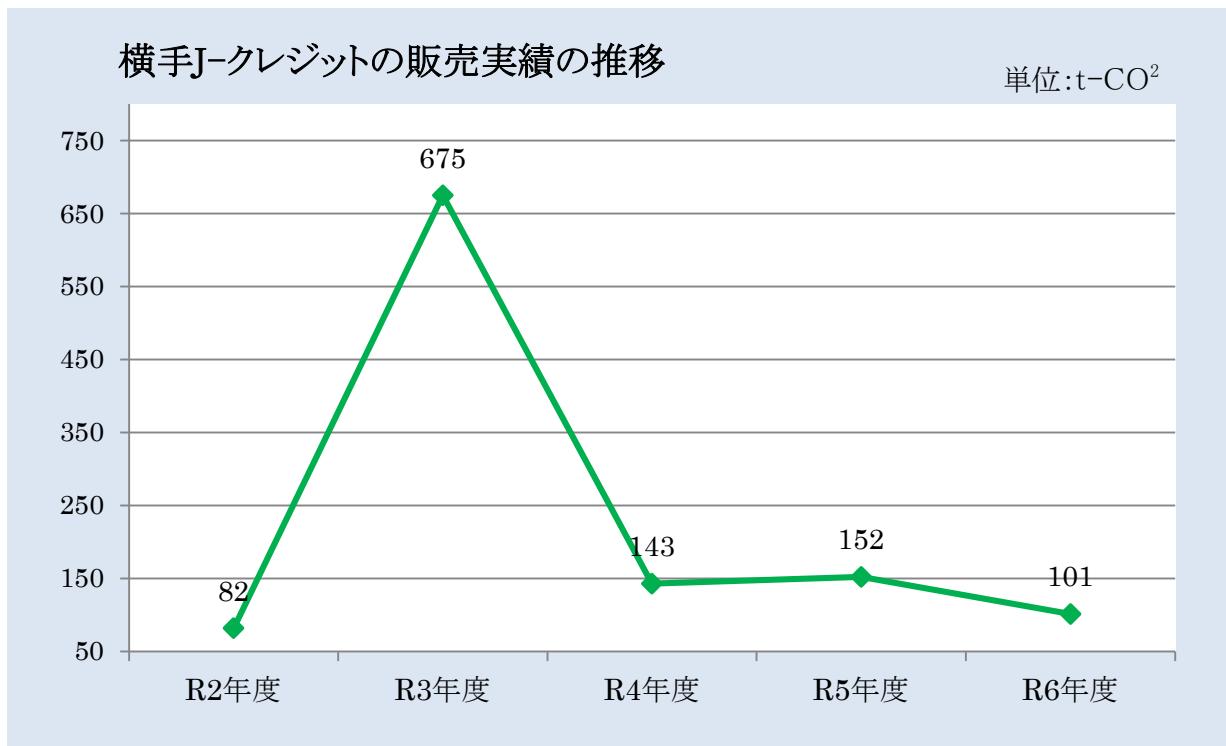
横手 J-クレジットの販売を促進し、地球温暖化防止に貢献しながら、持続可能な森づくりを推進します。

【現状】

○横手市と森林組合では「横手市・森林組合森林吸収共同プロジェクト推進協議会」を組織し、横手 J-クレジットを活用した「横手の森林を守る活動」に取り組んでいます。

【課題】

◆持続可能な森林の維持に向け、横手 J-クレジット制度の周知と普及啓発を図るとともに、クレジットの販売を活用した再造林の推進が必要です。



資料:農林整備課

【主な取組】

- ・横手 J-クレジットのPR及び販売の促進
- ・横手 J-クレジットを活用したカーボンオフセットの取組の推進
- ・横手 J-クレジットの収益を活用した再造林の支援

5. 施策の成果指標

「生産基盤の整備と農村環境の保全」については、「施策の展開」に対応した各取組を推進するとともに、主要な成果指標を次のとおり設定し、振興方針の目標達成の目安とします。

○市内ほ場整備面積

成果指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和17年度
大区画ほ場整備面積(累計)	4, 446ha	6, 576ha

※大区画ほ場整備とは、1ha 区画を主体とするほ場整備事業

○多面的機能支払交付金 認定面積及び組織数

成果指標	現状値	目標値
	令和6年度	令和17年度
認定面積	12, 539ha	13, 000ha
広域組織数	12組織	16組織

○耕作放棄地の解消

成果指標	現状値	目標値
	令和7年度	令和17年度
遊休農地面積	3. 5ha	0ha

○再造林面積及び集積計画作成面積累計

成果指標	現状値	目標値
	令和5年度	令和17年度
再造林面積	28ha	30ha
集積計画作成面積累計	23. 2ha	80. 0ha

6. 関連する各種計画等

- ・横手市農業振興地域整備計画
- ・横手市国土利用計画
- ・横手市環境基本計画
- ・横手市森林整備計画
- ・横手市森林経営管理制度実施方針

第5章 農業振興計画の実現に向けて

1 推進体制の確立

持続可能な発展性のある横手市農業・農村の確立に向けて、農林業者、農林業関係団体と行政機関、横手市が一体となって取り組みます。

また、農業振興計画の実現に向けて、関係機関と連携しながら、施策を進めていきます。

■関係機関

秋田県平鹿地域振興局

秋田ふるさと農業協同組合

秋田県農業共済組合 横手市支所

横手市内土地改良区

横手市森林組合

横手市農業委員会

横手市教育委員会

横手市

資料1 横手市農業振興計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	佐藤 雄英	秋田ふるさと農業協同組合 営農経済部長	農業関係団体の職員
2	佐々木 勇人	秋田ふるさと農業協同組合 担い手支援室長	農業関係団体の職員
3	後藤 保	秋田県雄物川筋土地改良区 事務局長	農業関係団体の職員
4	松井 和信	秋田県農業共済組合 横手市支所長	農業関係団体の職員
5	佐々木 敦	横手市森林組合 総務課長	農業関係団体の職員
6	柴田 康孝	秋田ふるさと農業協同組合 稲作部会長	農業関係者
7	田中 正博	秋田ふるさと農業協同組合 りんご部会長	農業関係者
8	西野 隆功	秋田ふるさと農業協同組合 きのこ部会長	農業関係者
9	柿崎 和俊	秋田ふるさと農業協同組合 園芸振興連絡協議会 副会長	農業関係者
10	鈴木 和雄	秋田ふるさと農業協同組合 和牛・酪農部会長	農業関係者
11	伊藤 一男	秋田ふるさと農業協同組合 集落営農連絡協議会長	農業関係者
12	小原 重夫	秋田ふるさと農業協同組合 農業法人連絡協議会長	農業関係者
13	佐藤 忠道	横手市認定農業者協議会長	農業関係者
14	鈴木 知行	横手市農業近代化ゼミナール会長	農業関係者
15	柿崎 克子	横手市生活研究グループ協議会長	農業関係者
16	遠藤 留美子	横手市グリーン・ツーリズム連絡協議会 副会長	農業関係者
17	藤原 晴菜	認定新規就農者	農業関係者
18	沼澤 和紀	秋田県平鹿地域振興局農林部 農業振興普及課長	関係行政機関の職員
19	村田 清和	横手市副市長	副市長(委員長)
20	佐々木 健悦	横手市農林部長	農林部長(副委員長)
21	岩瀬 司	横手市農業委員会 事務局長	農業委員会事務局長
22	松井 尊臣	横手市農林部次長 兼 食農推進課長	食農推進課長
23	高橋 亨子	横手市農林部 農林整備課長	農林整備課長
24	西川 可奈子	横手市商工観光部 横手の魅力営業課長	横手の魅力営業課長

資料2 横手市農業振興計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 横手市における農業振興の総合的かつ計画的な推進に向けて、横手市農業振興計画（以下「振興計画」という。）の策定についての意見を聴取するため、横手市農業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員25名以内を持って組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業関係団体の職員
- (2) 農業関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 横手市副市長
- (5) 横手市農林部長
- (6) 横手市農業委員会事務局長
- (7) 横手市商工観光部横手の魅力営業課長
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から振興計画が策定された日までとする。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、横手市副市長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林部農業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月29日から施行する。